

平成 2 2 年 第 2 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 2 年 6 月 8 日 開会
平成 2 2 年 6 月 1 1 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 8 日

平成22年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成22年6月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 繰越明許費繰越計算の件
- 日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|---------|----|-------|
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課長	赤池義明	財政課長	笠井一雄	
政策室長	丸山優	町民課長	秋山和子	
税務課長	依田二郎	身延支所長	望月和永	
下部支所長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾	
教育長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国	
生涯学習課長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男	
子育て支援課長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士	
土地対策課長	滝戸文昭	観光課長	熊谷文彦	
環境下水道課長	樋川信	水道課長	千頭和勝彦	

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

平成22年身延町議会第2回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

山々の新緑が一層美しく映える、さわやかな初夏を迎えましたが、今年もまた梅雨入りの宣言が気にかかる季節になりました。

議員各位には何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて本定例会に、町長から提案されました諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますよう、切望する次第であります。

これからは梅雨に入り、うっとうしい日々が続きますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会とあいさつといたします。

なお、産業課長は葬儀のため、欠席との連絡がありました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

5番 芦澤健拓君

6番 松浦 隆君

7番 望月 寛君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成22年6月8日から平成22年6月11日までの4日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は平成22年6月8日から平成22年6月11日までの4日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項もお手元に配布したとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成22年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、全員出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成20年10月24日の就任から1年と7カ月余が経過いたしました。この間、私は私の理想としております「住んでよし 訪ねてよし おらが身延（まち）」を目指して、職員とともに頑張ってまいりました。ご案内のとおり、私どもを取り巻く経済状況や国政においても、リーダーの交代等、ますます厳しさを感じられます。

このような中、第1回定例会以降につきましては、飯富病院、峡南衛生組合、峡南広域行政組合の議会や例年のとおり、年度はじめに開催されております各種議会、総会への出席、国や県に対し、要望活動を行ってまいりました。これらの中から、主なものについて報告をさせていただきます。

まず、清子集落の水道町営化についてであります。

平成21年度において、清子地区を身延町相又簡易水道給水地区に取り入れる認可を国からいただきましたので、これを受けて、本年第1回定例議会で、事業推進の予算を議決していただきました。

本年度より着手をし、平成25年4月1日、一部、給水開始を目標に事業を推進してまいります。このことで、安全で良質な水道水を安定的に供給できる運びとなったところであります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

わが町内でも醍醐山トンネルの本格掘進が開始するなど、工事の足音が身近に聞こえ、大変喜ばしい限りでございます。こんなとき、新直轄整備区間について、前原国土交通大臣から2017年開通の明言をいただいたところであります。地元の住民として、また当区間の建設促進連絡協議会の代表としても、この上ない喜びであります。この上は、総理が交代されましても、7年後の開通の約束を守っていただくことを切望してまいります。

次に、子ども手当についてであります。

この子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの成長を社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童生徒を対象に、1人につき月額1万3千円を支給するものであります。支給は年3回、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。今年度からですので、この6月には4・5月分の2カ月分が、10月と2月には4カ月分が支給されます。本町では、児童手当の支給日と同じく15日を支給日とし、現在、準備を進めております。

なお、本町の対象者数は、5月末現在、732名であります。

次に、子宮頸ガン予防ワクチン接種助成事業についてであります。

子宮頸ガンの発生状況は、全国で年間1万5千人以上が発症をし、約3,500人が死亡し、特に20歳代から30歳代の発症が近年、急増しているとのことであります。

子宮頸ガン予防ワクチンは、10代前半に接種すれば7割以上が予防できるとされております。ただし、接種に必要な費用は、約4万5千円から5万円と高額のことから、接種者の費用負担は大きいところであります。

今回の助成事業の考え方は、女性が接種を受けやすい環境を整備するため、その接種費用を助成するものでありまして、1人当たり4万5千円を上限に助成するものであり、今議会に費用助成対象者100人分で、450万円を計上いたしました。啓発周知にも力を入れてまいりますので、ご理解をお願い申し上げる次第であります。

次に建設業と地域の元気回復事業、富士川ラフティングについてであります。

去る6月6日、ラフティングのオープニングセレモニーが役場前の富士川河川敷で挙行されました。この事業は国土交通省が公共投資減少などにより、建設業者の経営状況が厳しい状況となっているとして、建設業と地域の元気回復事業として募集をいたしました。

本町では商工会、建設業者が中心となり、日本三大急流、富士川におけるリバーツーリズム企業化事業に応募し、これが選定され、国の補助率10分の10で約2千万円の交付を受け、実施するものであります。

当事業が利用する資源は未来永劫、使い減りしない富士川の流水を活用させていただくこととしておりますので、企業としても大いに期待できると考えられます。と同時に体験型観光産業として、観光客の増加が見込め、地域の活性化に資するものと考えられます。

人口の減少に少しでも歯止めをかけるには、若者の定住が必要であります。そのため、地域の資源を有効に活用しながら、知恵とやる気のある町民の皆さんが、みずから取り組むコミュニティビジネスには、町も同じテーブルについて、最大限の努力をしてまいりますこととしております。

次に、山梨県水防訓練についてであります。

去る5月30日、山梨県と身延町の共催で役場前の富士川河川敷において、横内知事をお迎えして開催し、台風や地震等の災害発生時の応急復旧や救助活動等の訓練を行い、町の水防団員の皆さんが多数参加し、川倉工法や木流し工法等を披露し、好評をいただきました。

非常時や緊急時には、町民の皆さんが進んで水防活動や避難活動に協力していただければ、幸いです。

次に、平成21年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

決算処理が5月31日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成21年度における会計事務が良好に完結したことを報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、9月の第3回定例議会でご説明をいたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、公共下水道の各戸への接続についてであります。

このことについては、毎定例議会において接続の状況を報告し、早期の接続をお願いしているところでもあります。

平成22年3月31日現在で、帯金・塩之沢処理区で加入戸数167戸、接続率85.2%。

角打・丸滝処理区で加入戸数272戸、接続率89.2%。中富処理区で加入戸数970戸、接続率63.8%であり、身延処理区では13戸の接続であります。まだまだ、満足できる数値ではございません。早期接続をお願い申し上げます。

今年は、合併して6年になります。監査委員さんからのご指摘にもございます、旧町の垣根を取り払い、1つの町になるべく、なお一層の努力をしております。

さて、私どもは4月1日に幹部職員の退職に伴い、例年のとおり人事異動を行いました。大方の部署において、スムーズな事務引き継ぎが行われたと思っておりますが、一部の部署において、町民の皆さんにご迷惑をおかけしたところもあったとのご指摘もいただいております。このようなことは、あってはならないことでもあります。私をはじめ、十分反省をしながら、町民の皆さんのために、心を新たにして、職員ともども頑張っておりますので、町民の皆さんや議員の皆さんに格段のご指導をいただけますことをお願いし、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第7号 平成21年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

報告第8号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第9号 平成21年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

議案第50号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第53号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第1号）について

議案第54号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第55号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第57号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について

以上、報告第7号から報告第9号まで、議案第50号から議案第60号までを区切り上程したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第6 繰越明許費繰越計算の件を議題といたします。

報告第7号から報告第9号までについて、町長から説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、ただいま議長より、報告については一括でとの指示をいただきましたので、報告第7号から報告第9号までを一括で、ご説明を申し上げます。

まず報告第7号 平成21年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成22年6月8日 提出

身延町長 望月仁司

内訳については4款の衛生費、5款の農林水産費、8款の土木費、9款の消防費、10款の教育費の、それぞれ繰越明許についてでございます。

次に報告第8号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

提出日と提出者は以下、同じでありますので、省略をいたします。

次に報告第9号 平成21年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

以上の3件でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただけますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

報告第7号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第7号 平成21年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

4款3項簡易水道事業特別会計繰出金でございます。1,136万9,250円を繰り越しました。これにつきましては、すべて一般財源でございます。これにつきましては、簡易水道特別会計で繰越明許をいたしましたもののうち、一般会計から繰出金として繰り出す一般財源を繰り越したものでございます。

6款1項地域活性化・きめ細かな臨時交付金、農業用施設整備事業ということで、1,900万円を繰り越しました。このうち1,800万円が交付金で、残りの100万円が一般財源となっております。農道舗装や水路の改良工事、あるいは活性化農道の負担金でございます。

次に農村地域活性化農道整備事業負担金ということで45万9千円、繰り越しをいたしました。40万円が過疎債でございまして、残り5万9千円は一般財源でございます。これにつきましては、県営事業の負担金で、県が繰り越しましたので、本町でも繰り越したものでございます。

次に、中山間地域総合農地防災事業負担金109万7千円でございます。これにつきましては82万円が一般公共事業債、残りの27万7千円が一般財源でございます。これにつきましても、県営事業の負担金でございます。

2項の林業費でございますが、里山エリア再生事業でございます。250万円の繰り越しで

ございまして、県の補助金が149万6千円、残り100万4千円が一般財源でございます。現場のほうは、すでに終わってございます。

環境公益林整備支援事業380万2,980円、繰り越しをいたしました。このすべてが県費としていただけるものでございますけども、繰り越しをいたしました。現場としては、すでに終わっております。

それから地域活性化・きめ細かな臨時交付金の小規模治山事業でございますけども、2千万円繰り越しました。1,900万円は、交付金を充てております。残りの100万円は、一般財源でございます。小規模治山、4カ所でございます。

それから同じく、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の生活林道改良事業でございますが、1千万円繰り越しまして、900万円が交付金、100万円が一般財源ということでございます。生活林道、2路線の改良工事等でございます。

8款2項清沢・大炊平線の道路改良舗装工事でございますが、1,500万円繰り越しをいたしました。1,230万円が過疎対策事業で、残りが270万円、一般財源でございます。現場は、すでに完成をしておるところでございます。

本町富山橋線道路改良工事でございますが、2,488万2千円の繰り越しでございまして、1,410万円。これにつきましては、過疎債でございます。残りの1,078万2千円につきましては一般財源でございますけども、工期が6月25日までということで、現場はほぼ終わっている状態でございます。

次に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の生活道路維持工事ということで、3,500万円繰り越しをさせていただきまして、3,414万5千円が交付金でございます。85万5千円が一般財源ということで、下粟倉線の道路改良工事ほか10路線でございます。

それから地域活性化・きめ細かな臨時交付金の生活道路改良工事ということで、950万円繰り越しをいたしました。これにつきましては、清沢・大炊平線の道路改良ほか2路線でございますけども、交付金が900万円、50万円が一般財源でございます。

次の2ページでございます。

8款6項下水道事業特別会計繰出金1,323万9,615円でございますけども、これも下水道会計で繰越明許いたしました部分の、繰出金の部分でございます。すべて一般財源でございます。

9款1項消防費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の防火水槽修繕事業でございます。400万円の事業のうち300万円が交付金でございまして、残り100万円が一般財源でございます。防火水槽の修繕、4カ所でございます。

それと同じく、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の既存貯水槽撤去および耐震性貯水槽設置事業でございますが、1,853万2千円繰り越しをいたしました。1,600万円が交付金で、残り253万2千円が一般財源でございます。防火水槽設置、2カ所でございます。

次が全国瞬時警報システムの構築工事でございますけども、886万2千円繰り越しをいたしまして、国庫、国から864万1千円をいただけることになっております。一般財源は、22万1千円でございます。

10款2項小学校費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、身延小学校屋内運動場の改修工事でございますが、4,765万円の繰り越しでございまして、交付金が4,320万円、残りの445万円が一般財源でございます。すでに、4月27日に入札をしております。

それから4項の社会教育費でございますけども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の中富地区公民館の原分館、屋根防水改修事業でございますが、310万円繰り越しまして、200万円が交付金、110万円が一般財源でございます。現在、設計等を実施しております。

5項の文化振興費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、湯之奥金山博物館収蔵庫改修事業706万6千円。このうち560万円が交付金、一般財源が146万6千円でございます。

それから地域活性化・きめ細かな臨時交付金の下部リバーサイドパーク、足湯設置事業として3千万円の繰り越しをいたしました。2,400万円が交付金でございます。600万円が一般財源となります。

6項の保健体育費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、勤労青年センター体育館改修事業でございますが、2,030万円を繰り越しました。1,800万円が交付金で、残りが一般財源ということでございまして、総額3億535万9,845円でございます。国庫支出金につきましては、2億1,488万4,980円。地方債が2,762万円。一般財源が6,285万4,865円となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に報告第8号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは報告第8号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、詳細説明をさせていただきます。

2ページの繰越計算書をお開きください。

2款2項身延中央簡易水道配水管詳細設計業務委託の、翌年度繰越額1,050万円につきましては、波木井地区の既設管の布設替えに伴う設計業務委託であります。工事となりますと下水道工事に併せて水道管の布設工事を行うため、設計におきましても公共下水道、管渠詳細設計の成果をもとに設計を行います。このことから、下水道の詳細設計の完成状況に鑑みながら、1月に発注し、工期については22年8月31日となっております。

財源内訳としまして、未収特定財源として国庫支出金293万4千円と地方債720万円と一般会計繰入金36万6千円であり、地方債の内訳につきましては、簡易水道事業債360万円と過疎対策事業債360万円であります。

身延中央簡水配水管布設工事の翌年度繰越額790万1,500円につきましては、22年1月に角打旧村地域で水圧不足の苦情が発生し、この対応を進めておりますが、用地交渉に不測の日数を要したため、発注はこれからです。

また財源内訳としましても、未収特定財源として、国庫支出金118万円と地方債380万円と一般会計繰入金292万1,500円であり、地方債の内訳につきましては、簡易水道事業債190万円と過疎対策事業債190万円であります。

身延公共下水道工事に伴う身延中央簡水配水管布設工事負担金の翌年度繰越額2,668万8,750円につきましては、それぞれ下水道工事が発注され、それぞれの工区に負担金として支払いますが、すでに2つの工区は完了しており、現在、発注済みの未完成工区も現在、事業が進められております。

続きまして、3項湯町簡水配水池等実施設計業務委託の翌年度繰越額1,500万円につき

ましては、配水池を下部の廻沢地内に建設を計画しており、建設予定地の用地交渉に不測の日数を要しまして、基本設計は完了しておりますが、詳細設計はこれからの発注となっております。

また財源内訳といたしましては、未収特定財源として、国庫支出金158万4千円と地方債1,320万円と、一般会計繰入金21万6千円であり、地方債の内訳につきましては、簡易水道事業債660万円と過疎対策事業債660万円であります。

下部統合簡水配水管布設工事の翌年度繰越額2,388万円につきましては、常葉駅前周辺の既設管の布設替え工事ではありますが、平成22年2月末日まで、常葉川において県の河川改修工事が実施されており、このことから改修工事中は、交通規制等による周辺住民への影響を考慮いたしまして繰り越しを行いました。すでに発注済で22年9月の完成を目指しております。

また財源内訳としましては、未収特定財源、国庫支出金824万1千円と地方債1,220万円と一般会計繰入金343万9千円であり、地方債の内訳につきましては、簡易水道事業債610万円と過疎対策事業債610万円であります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に報告第9号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは報告第9号 平成21年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

繰越計算書をお開きください。

1款2項身延公共下水道事業管渠布設等工事の翌年度繰越額8,026万375円につきましては、4つの工区に分けて下水道の管渠布設工事をしておりまして、東谷地区で1カ所、梅平1区地内で3カ所あります。東谷地区の工区につきましては、大乘坊から身延山高校入り口と端場坊までの間で、現在、工事を進めておりまして、6月30日、完成予定となっております。

また梅平1区地内につきましては、栄久橋から県道身延線を東へ200メートルの間と国道52号を結ぶ間の工事で、3工区に分けて工事をしておりまして、3工区のうち2つの工区につきましては、7月30日完成予定となっております。

残りの1つの工区につきましては、同一地区で工事が集中し、日常生活の通行に支障を来すとの理由により、6月末に発注する予定であります。

財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金2,151万2,310円。地方債2,610万円。その他として、簡易水道委託工事負担金2,668万8,750円と一般会計からの繰入金595万9,315円で、合わせて3,264万8,065円であります。

身延処理区下水道台帳情報管理業務委託の翌年度繰越額416万8,500円につきましては、平成18年度から平成20年度施工分の図面を、電子化による台帳整理をするものであります。現在、作業を進めておりまして、7月30日完成予定となっております。

財源内訳としましては、未収入特定財源のその他として、一般会計からの繰入金416万8,500円あります。

下部特定環境保全公共下水道事業管渠布設等工事の翌年度繰越額1,079万5,550円

につきましては、下部温泉駅前から大島地区の間、3カ所にマンホールポンプを設置するもので、現在、工事を進めておりまして、6月30日に完成予定となっております。

財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金408万3,750円、地方債360万円、その他として一般会計からの繰入金311万1,800円であります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

担当課長の詳細説明が終わりました。

次に、報告に対する質疑を行います。

報告第7号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第8号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

下部簡易水道建設費の湯町簡水、廻沢地区の土地取得で繰越明許ということでしたけど、その場所はどのへんになりますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

配水池建設予定でございますけど、下部地区の廻沢地区に建設を予定しております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

大体で結構ですので、廻沢の場所は分かりますか。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

あそこに電波塔がございますよね。廻沢地区の一番上流の家の電波塔がございまして、その隣の敷地でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

今、廻沢地区の上を伐採しているんですけども、あのちょっと、下のあたりということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

報告第10号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでありますので、報告第7号、報告第8号、報告第9号については、以上で終結いたします。

日程第7 提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第50号から議案第60号までについて、町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、議長より議案第50号から議案第60号まで、一括提案のご指示をいただきましたので、順を追って提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第50号についてであります。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成22年6月8日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正にかんがみ、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第51号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

以下、提出日と提出者は同じでありますので、省略をいたします。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第52号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由は、地方公務員法で規定する「給与の直接払いの原則」に対する例外については、条例上に明記する必要性がございます。

そのことから、身延町職員給与条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第53号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ772万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,852万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次に議案第54号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,838万9千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第55号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,072万8千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第56号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,447万5千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第57号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,716万5千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第58号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)、
平成22年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,801万8千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第59号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、

平成22年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ651万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,584万2千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第60号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)、

平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732万4千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

以上、11件について提案理由を申し上げました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長(望月広喜君)

町長の説明が終わりました。

議事の途中でありますので、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。

なお、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、以上6件については、人件費等の補正予算でありますので、詳細説明は省略させていただきます。

まず議案第50号、議案第51号、議案第52号について、総務課長。

○総務課長(広島法明君)

それでは議案第50号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

この議案第50号につきましては育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をお願いするものです。

2ページをお開きください。

2ページ、見出しを入れての4行目ですけれど、4行目に書いてあります、第8条の2第1項および第2項中の削る部分ですけれど、今までは家で配偶者が子どもの面倒をみられる職員の場合は早出、遅出勤務が認められませんでした、これからは配偶者の就労の有無に関係なく、内容にもよりますが、早出、遅出勤務の請求ができるというものです。

11行目の追加する2項の内容につきましては、3歳未満の子どもがある職員には、災害時等、救急の場合を除き時間外勤務を制限するというものです。

別表11の項中とありますけれど、ここでいう別表は、特別休暇とはこういうものだという基準を表したものです。その別表の11の項の子どもの看護休暇につきましては、今までは人数に関係なく5日以内とある規定を、子どもが2人以上いる場合は10日以内と改正するものです。

次に、11項の次に12項の項として枠にあります追加する項ですけれど、短期の介護休暇の追加として、子どもに限らず介護が必要な人がいる場合の介護休暇として、12項を追加するものです。

次に、51号を説明させていただきます。

議案第51号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

これにつきましても地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をお願いするものです。

4ページをお開きください。

4ページの4行目に書いてあります第2条とは、育児休業をすることができない職員を規定してありますが、その中の削る部分、第1号として非常勤職員、第2号として臨時的に任用された職員、第5号として配偶者が育児休業している職員、第6号として前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合の当該職員を削るというものです。逆に言えば、育児休業をすることができる職員の幅を広げたということです。

次に、追加する第2条の2の内容につきましては、今までは3歳まで、1回だけ育児休業を取れることになっていましたが、出生の日および産後8週間の57日間の育児休業につきましては、3歳までなら特別の事情がなくても、もう1回、育児休業をすることができるようになるというものです。これは、産後パパということで、夫の育児休業を推進しようとするものを目的にしたものです。

次に10行目、第3条の見出しを改めるということですが、もとの文言は「再度の育児休業をすることができる特別な事情」という見出しを、今回は「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例に定める特別な事情」に改め、本文の改正の内容は夫婦が交互に、育児休業をしたかにかかわらず、職員が最初の育児休業をしたあと、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業ができるようになるというものです。

中段の第5条につきましては、育児休業の承認の取り消し理由の2つの号のうち、配偶者が養育できるときうんぬんの号を削って、2つのうち1つを削りましたので、もう1つの号を5条の本文に整理するものです。

次の第9条につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員という規定で、第2条の内容とほとんど同じです。できない職員から削って、できる職員を広げたということです。

そして、第10条は主に配偶者の部分を改正するものです。

13条につきましても、育児短時間勤務の承認の取り消し理由から、専業主婦の項目、主婦は婦人の婦、夫の夫、専業主夫、両方ですけれど、今までは自分が働いていて休みたくても家で子どもを面倒みる配偶者がいれば駄目でしたよというのが、いても休業等、内容にもよりますけれど、できる枠を広げたということです。

17条につきましても、部分休業をすることができないの2つの項のうち、非常勤職員を削るものです。

18条につきましても、部分休業の承認の条文に明確な規定を加えるものです。

議案第50号、51号とも育児休業法等の改正に伴う改正で、主に働きながら子育てをする職員への待遇改善を目的にという、一部改正をお願いするものです。

次に議案第52号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての説明ですけれど、この議案第52号につきましても、職員給与条例の一部改正というよりも、一部追加をお願いするものです。

内容につきましては、過日の新聞報道でもありましたけれど、こういった形で、全国の698地方自治体で給料の支払い前に一部を差し引くチェックオフ、天引きを条例で規定せずに行っているということで、違法天引きということで報道されましたけれど、このチェックオフ、いわゆる天引きをほとんどの市町村で、条例に規定せず行っていたものを、今回、明文化をお願いするというものです。

もともと地方公務員の給与は、地方公務員法の規定により、法律または条例により、特に認められた場合を除き、通貨で直接、職員にその全額を支払わなければならないこととありましたが、引くほう、引かれるほう、お互いに都合がいい、便利だということで、今までは暗黙の了解で天引きをしてきました。しかし、法律で特に認められたものの範囲は、所得税とか住民税および共済組合の掛け金、会社でいえば社会保険料、厚生年金等のチェックオフ、天引きはいいですけれど、そのほかのものは駄目ですよというような形でしたけれど、今回、条文に明記することをお願いするのは、今現在すべて、天引きを実施しているものを正式に条例としてお願いをするものです。

具体的な内容としましては、8ページの第20条に5項目書いてあります、山梨県市町村職員共済組合にかかる貯金の積立金。2つ目として、身延町職員互助会の掛金、団体取り扱い契約を締結している生命保険および、その保険等の保険料。4号としまして、法第53条の規定により登録を受けた職員団体の組合費。5号として職員相互間の福利、または親睦のための会の会費。これにつきましては相互の、お互いこうしたほうが有効だというものの明文化をお願いするものです。

以上、議案第50号、51号、52号、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第53号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第53号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきましても、詳細説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。この地方債補正につきましては変更ということで、過疎

対策事業債を1億1,790万円お借りをするところでございますけれども、限度額を9,900万円といたします。1,890万円の減額でございます。これにつきましては、3点の理由がございます。ここの表だけではちょっと見にくいので、9ページのちょうど一番下というか、真ん中になりますけれども、21款の町債のところを、両方を見比べてお聞き願いたいと思います。

まず1点目の理由につきましては、土木費の道路新設改良費に公共施設整備基金から1,343万5千円を繰り入れまして、その分、過疎債を1,340万円減額いたしました。これにつきましては、ご記憶があると思いますが、3月の補正で予算計上をいたしました国からの交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金でございます。平成21年度予算として、公共施設整備基金に積み立てをしたものでございます。今回、平成22年度の予算で繰り入れ充当をいたしますので、その分の起債を減額したところでございます。

2点目といたしまして、消防費の消防車の購入でございますけれども、国からの交付金が、社会資本整備総合交付金が決定になり、消防車の購入に975万円を交付してくれることになりました。したがって、その975万円の部分に該当する部分を、過疎債を900万円減額させていただいたということでございます。

それから3点目といたしまして、大河内小学校のスクールバスが大変古くなり、購入をいたすわけでございますが、僻地児童生徒援助費等補助金が200万円決定になりました。したがって、補助裏に過疎債が充当できますので、過疎債を350万円増額いたしました。

これらの差し引き、3点の差し引きによりまして、総額1,890万円の過疎債の減になります。

それでは、歳入からご説明をしてみたいと思います。8ページをご覧ください。

13款1項8目の教育使用料でございますが、勤労青年センターの施設使用料でございます。勤労青年センターの施設を指定管理いたしますので、歳入それから歳出とも予算を減額いたすところでございます。

それから14款国庫支出金、2項2目の衛生費国庫補助金でございます。74万8千円。女性特有ガン検診の推進事業補助金ということで、事務費分と委託料につきまして補助が出るということで、これにつきましては子宮ガンと乳ガン検診になりますけれども、74万8千円でございます。補助率は2分の1です。

それから3目の土木費の国庫補助金につきましては、1,105万円ということで、社会資本整備総合交付金ということで、観光パンフレットに130万円、それから消防の積載車の購入費に975万円交付してくれるということで交付決定がございましたので、予算計上をいたしました。

それから5目の教育費国庫補助金でございますが、200万円で、これにつきましては僻地児童生徒援助費等補助金ということで、大河内小学校のスクールバスの購入に対する補助金でございます。

15款2項3目の衛生費県補助金でございますが、150万円。これは子宮頸ガンの予防ワクチン接種事業補助金ということで、100人分、対象者の約80%になりますけれども、150万円の県からの補助金でございます。

それから4目の農林水産業費県補助金につきましては、中山間地域等直接支払い制度推進事業費補助金ということで、これは中山間の直接支払い制度の事務費に当たるものでございます

けれども43万2千円、2分の1の補助金でございます。それから農業委員会費の補助金としまして、農家台帳の作成の補助ということで80万円。これについては100%、県で補助をしてくれると。それから農地有効利用支援補助金ということで、20万円。これにつきましても事務費の補助ということで、これも100%でございます。

5目の商工費の県補助金でございます。25万円。郷土伝統工芸振興対策費補助金ということで、和紙製品の需要開拓事業に25万円を補助してくれるということで、これにつきましては西嶋和紙工業協同組合で、絵手紙展を開催しているということで、これにつきましては県が2分の1、25万円。それから町が4分の1で、12万5千円を補助することになっております。

15款の県支出金の3項3目教育費県委託金でございますが、36万円の減額。やってみよう外国語活動推進事業委託金でございますけれども、これにつきましては、国の事業の見直しで廃止ということで、文科省の規定がなくなったことによります減額でございます。

18款2項6目公共施設整備基金繰入金でございますが、先ほど町債のところでお話をしましたが、公共施設整備基金繰入金として、公共施設整備基金を1,343万5千円、取り崩します。これにつきましては、3月で積み立てをした分でございます。公共投資臨時交付金の分でございます。今回、町道の改良事業へ充当をさせていただきます。

19款1項1目繰越金480万6千円の減額でございます。今回は国庫あるいは交付金、補助金等がたくさんございましたので、一般財源としては減額の補正になります。

それから20款4項1目の雑入でございますが、140万円。コミュニティ助成事業ということで助成金が出ます。財団法人自治総合センター宝くじの受託事業を、収入を財源として助成をしてくれるものがございますけれども、テントの購入費でございます。歳入のほうで、またご説明をまいります。

21款の町債につきましては、先ほどご説明をいたしましたので、省かせていただきます。

それでは次の、歳出でございます。10ページでございます。

ここからは、今回の補正につきましては、職員の異動に伴います人件費の2節、3節、4節の補正がございます。これにつきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、2款1項1目一般管理費でございます。ちょうど、10ページの真ん中あたりになりますけれども、14節使用料及び賃借料156万4千円の、事務機器のリース料でございます。これについては、職員のデスクトップ型パソコン70台をリースするものがございます。その費用でございます。当初、リースの予定はなかったわけでございますけれども、計算センターと話を詰めました。それでセキュリティーに問題があるということで、今回70台をリースすることにいたしました。

それから19節の負担金補助及び交付金、その他の負担金につきましては、公益法人等の職員の派遣の負担金40万円の減額でございますけれども、これはクラフトパークへ派遣をしている職員の異動によるものでございます。

それから、2目の文書広報費でございます。19節負担金補助及び交付金に23万2千円。これにつきましては、切石地区の有線放送施設整備の補助金5万2千円と下山の大庭区の有線放送の施設整備18万円でございます。それぞれ2分の1の補助率でございます。これにつきましては3月の春の大雪で電線が切れたり、ポールが倒れたりというような修繕でございます。

それから、3目の財産管理費でございます。旅費17万6千円。それから14節の使用料及び賃借料に6万6千円、予算を計上させていただきました。これにつきましては、下部北川地

区の入会権の裁判に伴います普通旅費と、それから高速道路の使用料、それから駐車場等の使用料6万6千円の補正でございます。

続きまして、7目のバス運行対策費でございます。委託料300万円、予算を計上させていただきました。これにつきましては、中富南線の委託料でございます。3月の議会で条例を改正し、無料の町有バスの部分を町営バスとしたために300万円を補正いたします。

それでは、次の12ページをお開きください。12ページの下の方になります。

3款1項1目の社会福祉総務費の28節繰出金58万8千円、国民健康保険特別会計の繰出金でございます。これはすべて人件費の部分でございます。

それから3目高齢者福祉費の28節繰出金321万5千円につきましても、介護保険特別会計の繰出金でございます。

それから13ページの一番上でございますけれども、4目老人医療費の28節繰出金371万9千円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

それから、6目の高齢者保養施設費でございます。これにつきましては、13節の委託料に77万7千円、計上をさせていただきました。これにつきましては、県の環境保全審議会、温泉部会に温泉湯試験および温泉変更申請業務を提出するよう指導を受けたため、これらの作成委託料ということでございます。これにつきましては、平成19年6月に東京都内で、温泉施設でメタンガスの爆発による事故がありまして、温泉法が改正されたための提出という指導になります。

それから14節の使用料及び賃借料につきましては、CATVの受信料。それから負担金補助及び交付金につきましては加入負担金を10万1千円、予算計上をさせていただきました。

次に13ページの一番下の、3款2項の5目西嶋保育所費でございますけれども、次のページの一番上になります。14節使用料及び賃借料に、24万2千円を予算計上させていただきました。これにつきましては、西嶋保育所の園児の中に大塩から通園してくる子どもがおります。その子どもの送迎に、学校の時間と一致すれば学校の生徒と使いますけれど、一緒でない場合は保育園の子どもたちを大塩まで送らなければならないということで、タクシー代24万2千円を計上させていただきました。

その14ページの下の方になります。

4款1項の2目予防費でございます。委託料に98万9千円ということで、日本脳炎の予防接種の委託料の予算計上でございます。これにつきましては3歳児、71人を対象に2回の接種をしていくということでございます。この日本脳炎の予防接種につきましては、副作用の関係等で行っておりませんでした。安全性も確保されたということで、県のほうで第1期の部分につきましては、標準的な接種期間に該当するものへの積極的な勧奨をしていただきたいということによります予算計上でございます。

20節の扶助費につきましては450万円ですが、子宮頸ガンの予防ワクチンの接種助成費になります。

それから4目の老人保健費、11節需用費につきましては、女性特有のガン検診の国庫補助金分の事務費部分でございます。

それから、12節の8万8千円。通信運搬費につきましては、やはり事務費の部分でございます。それから13節委託料が検診費は当然、もともと当初予算で取っておりますので、財源組み替えということで、国庫からまいります64万円を財源組み替えしてございます。

15ページの中ほどになります。

4款の3項1目簡易水道運営費でございます。19節の負担金補助及び交付金に105万円。これにつきましては、江尻窪小規模簡易水道事業補助金ということで80万2千円。それから上粟倉小規模簡易水道に24万8千円ということで、江尻窪につきましては受水槽の設置、それから漏水の修繕ということで、5分の3を補助いたします。それから、上粟倉のほうは配水管の漏水修繕ということで、10分の7を補助するところでございます。

28節の繰出金380万円の減は、これは簡易水道特別会計への繰出金の減でございます。

次に5款の1項1目労働諸費でございます。13節委託料に、38万3千円を計上させていただきました。これにつきましては、勤労青年センターの草刈りおよび除草剤散布をシルバー人材センターに委託をしておりました。その分で34万3千円の減額。

それから常葉保育所の園児の送迎業務ということで、72万6千円を計上させていただきました。これにつきましては、常葉新早川橋線が廃止になりました。これに伴いまして、園児の送迎業務だけが残りまして、シルバー人材センターにお願いするものでございます。

6款1項1目の農業委員会費でございますけども、事業費に20万円、委託料に80万円、予算計上してございます。これは先ほど、県の補助金でございましたけども、農業委員会の補助金80万円。それから農地有効利用支援補助金ということで、20万円。これらの補助金、これは100%の補助でございますけども、事務用品の購入。それから印刷製本費代の事務費、それから80万円につきましては、農家台帳の委託費用80万円を計上させていただいております。

次の16ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございます。中山間地域等直接支払い制度推進事業補助金ということで、これにつきましては、事務費を86万4千円、消耗品、それから燃料費を予算計上いたしました。補助率は2分の1で、県費が43万2千円つきます。

それから4目の農業土木費、13節委託料47万2千円につきましては、農地基盤地理情報システムの保守業務ということで、山梨県土地改良事業団体連合会のほうに保守業務をお願いするものでございまして、47万2千円でございます。

それから5目の山村振興費70万円の修繕費でございますが、道の駅しもべに電気工作物、PASの取り替え修繕ということで、高圧器の開閉器の取り替え工事ということで、これは古くなりまして、もしこれが壊れると、道の駅しもべだけではなくて、近隣のところにも影響があるということで、今回、東電の指導がありまして、取り替えをするものでございます。

16ページの一番下、7款1項の1目商工振興費37万5千円でございますけども、郷土伝統工芸品の振興対策事業補助金ということで、和紙製品の開拓事業に県が25万円、町が12万5千円を支出いたしまして、37万5千円を補助するものでございます。

次のページ、7款2項1目観光費でございます。11節の需用費でございますけども、先ほど社会資本整備総合交付金で130万円、観光パンフレットに印刷代が付いたということで、当然、観光パンフレットの作成については当初予算に計上してございますので、財源組み替えをさせていただきました。

それから18節の備品購入費につきましては、庁用器具費ということで、コミュニティ助成事業で、折りたたみ式テント12張り、購入するものでございます。これにつきましては、町内のイベント等に使う、あるいは緊急の場合は災害対策本部のテント等に使えるということで

ございます。

17ページの一番下になりますが、8款の2項2目道路新設改良費、道路工事請負費の部分で、先ほどのお話のとおり、公共施設整備基金から1,343万5千円取り崩して、過疎債を1,340万円、減額をいたしました。財源組み替えを載せてございます。

次のページ、中ほどになりますが、6項の1目下水道総務費繰出金535万9千円の減額でございます。

それから9款の1項1目非常備消防費でございます。やはり備品購入費、18節でございますけれども、消防自動車の財源組み替えを予算計上してございます。

それから22節補償補てん及び賠償金でございますが、53万8千円。これにつきましては、2月8日、9日に発生いたしました久保地内の山林火災、9日には自衛隊のヘリコプターが消火活動をしたということで、消火作業に伴う本栖湖スポーツセンターのグラウンドの改修の補償費。雨も多少降っておりまして、大変グラウンドが傷みました。そこを補修する補償費ということで、53万8千円を予算計上させていただきました。

19ページにまいります。

10款2項の1目学校管理費でございます。18節備品購入費に631万1千円。大河内小学校のスクールバスの購入費を予算計上させていただきました。29人乗りのバスになります。

それから、17目の身延小学校の教育振興費でございます。8節、11節、12節、それぞれ減額補正をしてございます。これは先ほど、歳入のほうで説明をしましたが、やってみよう外国語活動推進事業がなくなりましたので、それに関わる部分の予算計上を減額させていただきました。

それから10款3項、一番下になりますけれども、1目の学校管理費、中学校費でございますけれども、13節委託料15万2千円。これは中富中学校の学校の通学路、甲南スポーツ広場のほうにおりる通学路でございますが、3月の雪のために、立ち枯れ状態の木が何本かあるということで、危険でありますので、片付ける委託料15万2千円でございます。

次の20ページをお願いいたします。

20ページの、4項2目公民館費でございます。報酬に391万円を減額いたしました。これにつきましては、合併後、公民館長の報酬が地区によって、バラバラでありました。これを今回、全町的に見直しをすることによりまして、391万円の減額ということになります。

それから19節の負担金補助及び交付金87万6千円につきましては、集落公民館の整備事業補助金ということで、身延地区・梅平地区の集落公民館を改修すると。台所の床、それから壁の張り替え等でございます。262万8千円かかりますが、3分の1の補助ということで87万6千円の予算計上でございます。

次の5項文化振興費でございます。1目の文化財保護費でございます。これにつきましては、9節旅費9万円。それから19節負担金補助及び交付金に3万8千円の予算計上でございまして、旅費につきましては、国指定の天然記念物、身延町のブッポウソウの繁殖地保護にかかる現地協議ということで、文化庁の調査官、信州大学の教授等、委員になっていただいた皆さんの旅費、それから宿泊代等でございます。

それから19節の3万8千円につきましては、県の天然記念物でございます一色のニッケイの保存につきまして補助をするものでございまして、これにつきましては、総額14万7千円かかります。県が7万円、町が3万8千円、所有者が3万9千円を負担するものでございまして

て、3万8千円の補助金の予算計上でございます。

それから21ページの一番下になりますけれども、6項の6目勤労青年センター管理費でございます。次のページにもございますけれども、勤労青年センターを指定管理委託するというところで、委託料に164万4千円を予算計上し、その他、11節、12節、それから14節等の経費を減額補正させていただきました。

以上、雑駁で大変、申し訳ないですが、詳細説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第56号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは議案第56号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入です。4款1項1目介護保険給付費負担金、1節82万9千円ですけれども、8ページの歳出の2款保険給付費、5項の高額医療合算介護サービス費、補正額400万円の、ルールで決まっております20%で80万円と、同じく2款保険給付費の6項の特定入所者介護予防サービス費、以下同じなんですけれども、補正額19万円の15%、2万9千円を合わせた額でございます。

次に4款2項1目調整交付金、1節37万7千円につきましても、高額医療合算介護サービス費、補正額400万円の9%、36万円と特定入所者介護予防サービス費、補正額19万円の9%、1万7千円の合計額であります。

次に5款1項1目介護給付費交付金、1節の125万7千円につきましても、高額医療合算介護サービス費、補正額400万円の30%分、120万円と特定入所者介護予防サービス費、補正額19万円の30%分、5万7千円の合計でございます。

次に6款1項1目介護給付費負担金、1節53万3千円につきましても、高額医療合算介護サービス費補正額400万円の12.5%分、50万円と特定入所者介護予防サービス費補正額19万円の17.5%分、3万3千円の合計額でございます。

次に8款1項1目介護給付費繰入金、1節52万4千円につきましても、高額医療合算介護サービス費補正額400万円の12.5%分、50万円と特定入所者介護予防サービス費、補正額19万円の12.5%分、2万4千円の合計額であります。

次に3目その他一般会計繰入金、1節269万1千円につきましては、職員給与等の繰入金でございます。

次に8款2項1目給付費準備繰入金、1節の67万円につきましては、高額合算医療介護サービス費補正額400万円の16%分、64万円と特定入所者介護サービス費補正額19万円の16%分、3万円の合計額でございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思っております。歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費につきましては、人件費のために説明を省略させていただきます。

2款保険給付費、5項1目高額医療費合算サービス費等、19節400万円の補正は、山梨県国民健康保険団体連合会分の処理が当初予定された件数よりも多いため、各町とも2回に分けて情報がくることになりました。今回、身延町介護保険の関係は4月決定分として、86件

で250万円でしたが、今後、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの後期の分があるということで、今回、補正をお願いいたしました。

次に2款6項3目特定入所者介護予防サービス費、19節19万円の補正は、今年度になり申請者が増えているために、1万7千円掛ける11カ月分として、19万円をお願いいたしました。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

以上で、提出議案の詳細説明は終了いたしました。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会いたします。

ご苦労さまでした。

はい。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

6月2日、全員協議会で草間議員より子宮ガンによる死者の数値をとというご質問がありましたので、そのことについて、お答えいたします。

山梨県の平成19年人口動態統計と山梨県の平成20年の人口動態統計を見ますと、平成19年に子宮ガンで亡くなられた方ですけども、身延町ではお一人の方が亡くなられております。山梨県においては30名の方が亡くなられておりまして、全国では5,622名の方が亡くなられております。

次に平成20年度ですけども、同じく身延町ではやはり1名の方が子宮ガンで亡くなられておりますし、山梨県におきましては29名の方が亡くなられておりまして、全国では5,709名の方が亡くなられております。

以上です。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時10分

平成 2 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

平成22年第2回身延町議会定例会（2日目）

平成22年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第50号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第51号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

50号、51号とも職員の休暇、あるいは育児休業等に関するということで、実際こういう規定があって、それを利用している人たちは何人ぐらい、いるのかということをお願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

月に1人、2人はいます。この看護休暇、先月なんかは2名いました。年間にすれば、統計をしっかりとっていませんけど、10人前後はいると思います。

○議長（望月広喜君）

他にございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第52号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第53号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

16ページ、5目11節需用費、修繕費70万円について、お伺いいたします。

これで、業者の年次点検というのは行われているのでしょうか。そして、その業者の点検について、この開閉器が細密試験において、その性能を有しないので変えるといっているのか。もしくは、耐用年数で交換したほうが良いといっているのか、そのへんのところをちょっとお伺いします。

実は、その配電線に工業団地のような大きな会社がありますと、地域へ波及ということになりますと、ラインが止まって、ラインが長いところは、すべて、その中のものが駄目になってしまうと。そうすると、200万円とか300万円、400万円、500万円ぐらいの損失は出てしまうということなので、これはやはり変えなければならぬということは、当然のことですけれども、したがって耐用年数が、この機器ですと、10年から15年というような形になっていますけれども、そういうことも把握されてのことなのか、ちょっとお伺いいたします。

それと、もう1点ですけれども、19ページ。

10款1目18節備品購入費63万1千円について、お伺いいたしますけれども、これはスクールバスの件ですけれども、実は過日、説明をしていただきまして、経年による、19万キロ走行、老朽化が進んでいると。それで私も、私ごとで申し訳ないんですが、孫が大変お世話になっているスクールバスなので、前々からもう古くなっていることは承知してはいたしましたが、昨日も、もう一度、確認をいたしましたところ、側面もテープが貼ってあって、ずいぶん古くなっていますし、中を見ますと座席もシートが破れて、そういうような状況であります。

したがって、こういうものに子どもを乗せるわけにはいかないということは、本当に承知しておりますから、ぜひ変えていただきたいと思うんですけれども、なぜこれが、当初予算を通して、まもないときに、こういう形で出てきたのか。そのへんのところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

なおかつ、昨年、たしか補助金のほうも申請してあると思うんですけれども、そのへんのところもちょっと加えて、ご説明をしていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、16ページの農林水産業費の70万円の修繕費につきまして、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、昨日、道の駅しもべの電気工作物、PASの取り替え修繕ということで、ご説明をしたところでございますけれども、これにつきましては、東電より指摘というような、私、説明をいたしましたけれども、この指摘は関東電気保安協会より、年次検査の折にご指摘をいただいて、古いもので変えないと、ほかの施設にも影響があるということで指導を受けましたので、修繕をいたすということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

先ほどのスクールバスのご質問をお答えさせていただきます。

議員さんのご質問の中でもございましたように、このバスにつきましては、平成5年の1月に購入したものでございまして、すでに18年が経過しようとしている状況でございます。走行距離につきましても、19万1,540キロという中で相当の距離を乗っておりまして、あちこち、非常に老朽化が進んでいるという状況でございます。

ご質問の今回の6月議会に提案させていただいた理由でございますけれども、このバスにつきましては、今年の3月のちょうど中ごろでございましたが、児童の座席用の暖房が突然、効かなくなりました。修理工場に持ち込みまして調べましたところ、暖房に関する基幹部品が破損してございまして、脱落寸前の状況でございました。修理をとということで、修理も検討したわけでございますけれども、非常に古いタイプということで、修理の部品も手に入らないということで、このままですと、今年の冬場に向けて、大変寒い思いをさせなければならないという状況でございました。こういったことから、これは老朽化も進んでいる状況の中で、新たに購入させていただこうという結論に至ったわけでございます。

購入時期につきましても、9月議会の提案も検討したわけでございますけれども、この過疎地におけるスクールバスの購入につきましては、国の補助制度がございまして、このへんにつきましても、県と協議をさせていただきました。その中で、やはり、今年度、補助金をいただくには、当初予算か6月議会でない、ちょっと無理だというようなご指導がございまして、今回の6月の補正に提案をさせていただいたという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

両方とも古くなってしまっているということなんですけれども、開閉器のほうも古くなったということは、これは耐用年数を考えなければならないだろうと。したがって、管理の関係で、今後はしっかり耐用年数、10年から15年。屋外型はたしか15年だと思いましたが、屋内が10年。そのような耐用年数がありますので、ぜひひとつ、そういうところは、耐用年数を頭に入れながら、管理していく必要があるではないかと思えます。事故を起こすと、先ほど言ったように、本当にすごい事故になってしまいますので、したがって、危機管理上からでもそういうところは、しっかり皆さんで管理をしていただきたいと。

スクールバスのほうも、本当に、あれはもう、変えていただきたいなと、そんなふうに思いますが、古くなったものについては、しっかり管理していく必要があるのではないかと思えますので、そのへんのところを提案させていただきます。

○議長（望月広喜君）

今のは、要望でいいですね。

（はい。の声）

他にございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先日の全員協議会の中でも出たんですけども、子宮頸ガンの予防ワクチンの件です。14ページ。衛生費の予防費、扶助費で450万円ということで、子宮頸ガン予防ワクチン接種助成ということですけども、これは一応、内容は小学校6年生と中学3年生を対象に、80%を計算しているということですけども、これは3回、ワクチンを接種して終了ということになりますけども、そのあとの健診については、どのような予定でいらっしゃるのか、そのへんを。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

その後の健診につきましては、町のほうで施設健診を20歳以上の人に、毎年、希望をとって実施しておりますので、ワクチン接種後の健診については、通常の施設健診で対応していきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通常、行っている成人病の健診時の子宮ガンの検診というのは、これは子宮頸ガンの検診ということで、あんまり高齢者には意味がないんじゃないかというふうな指摘がされています。今、お聞きしたところでは、20歳以上のということですけども、これはあくまでも希望者であって、全員を対象ということではないと思うんですが、小学校6年と、それから中学3年生にワクチンの予防接種をして、それによって、すべて完了ということではないと思うんですよ。むしろ、その後の異性との接触によって感染するということが考えられるわけですから、そのへんを考えると、やはり検診についても、ある程度の補助を出してやっていく。20歳以下の人でも希望すれば、やるというふうな形でやるしかないんじゃないかなと思うんですが、そのへんの検討をしているかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

子宮ガンの検診の補助につきましては、女性特有のガン検診の中に子宮ガン検診がございます。これは年齢が5歳刻みになっておりますけども、子宮頸ガンにつきましては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と、この年齢につきましては2分の1の補助がありますので、それらを利用していただきたいというふうに考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

インターネットで調べたところ、子宮頸ガンの検診を受け入れてくれる医療機関というのは、南巨摩では富河の個人病院だけということが、富河医院ですか、そういうことが分かりましたけども、検診を受け入れる施設としてはどこをいらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

今のところ、町では組合立の飯富病院、それから財団法人 身延山病院を考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

飯富病院と、それから身延山病院ということですけども、それはもうすでに、そういう話になっているのか。これから、するのかということと、それからこれは、さっきも言ったように予防接種を終わったから、それでいいんだよということでないと思いますので、大体、1、2年に一度は、そういう検診を受けたほうがいいですよというふうな情報がありますので、これについては、もうちょっと詳しく研究していただいて、今後の対応を考えていただきたいというふうに思いますけれども、まず飯富病院と身延山病院との関係は、どこでそういう検診をすることになっているのか、その点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

大変、申し訳ありません。町のほうで、この子宮頸ガンのワクチンを接種するにあたり、状況を聞く中で、対応できるかどうかと照会した医院が身延山病院と飯富病院であります。そのほかの、実際の接種の段階になれば、また個人病院を含める中で、医療機関については検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

同じく子宮頸ガンの予防ワクチンの接種の助成について、全協でもいくつか質問もあつたりしましたが、県で助成があるということで、どこも横並びということで、年齢的にも同じなんですけど、ただ富士川町で高校生に助成をしているという話があつたんですね。説明だと、10代全般に接種をすれば、7割以上が予防できるということで、こういう年齢になったと思うんですけども、富士川町で高校生ということであれば、これもある程度、効力があるんではないかなと。やっぱり、この必要性というと、年齢が高くなればなるほど必要性が、私はあるんではないかなというふうに思っているんですけども、この高校生については、検討した経過があるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町におきましては、今、ございましたように、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する予定であります。それを超えた高校生、先ほど富士川町の例が出ましたけども、本町においては、そこまで、財政負担等を考えると、今のところは予定しておりません。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

財政的なことを考えれば、対象者を増やすということも必要かも分からないですけど、とりあえず、今、必要なのは、やっぱり年齢が高い年代だと思うんですね。だから小学校6年生を高校生に変えるとか、効果があるんだったら、私はそっちのほうが効率的ではないかなというふうに思うんですけど、検討した経緯はないということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

先ほども申しましたように、予防ワクチンにつきましては、10代の前半で最も効果があるということでありますので、本町におきましては、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施するということであります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

13ページの6目の高齢者保養施設費の委託料と、そして負担金の加入金ですか、これは場所はどこなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

高齢者の保養施設であります、門野の湯でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

CATVの加入負担金と、その使用料がありますけども、今までなかったところに入ることでしょうか。

○議長（望月広喜君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

門野の集落へはCATVが入っていましたが、門野の湯のほうは、CATVは入っていませんでした。それで今回、デジタル化になるということで、CATVへ加入するということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

加入するということでしたが、テレビはそれに対応するテレビがもともとあったんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

今回、3台購入しまして、設置をいたしました。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

1つは、同僚議員が聞きましたので、関連になると思いますけど、私もちょっと今、風邪をひいたという状況で、ある医院へ通っているわけですけど、たまたま子宮頸ガンのお話が出ましたので、その子宮頸ガンのワクチンの原価は、先生、一体どのくらいでしょうかとお聞きしたところ、1万円以上になるんじゃないかというような話があったんですけど、もっと細かく聞きたかったわけですけど、なかなか教えていただけませんので、もし原価がいくらか分かりましたら教えていただきたい、これが1点目でございます。

2点目が15ページの農林水産業費、農業委員会の委託料の80万円ですけど、これは歳入の部で見ますと、県からの農業委員会の80万円の補助金がありまして、それを受けまして、この農家台帳をつくるということで、この80万円が補正で計上されたわけですけども、当然、この農家台帳というものについては、農業委員会等でその必要性、その補助金の利活用については、話をされたと思うんですけど、そのへんの話の経過、あるいはまた、その利活用についてはいかに考えているか、答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

子宮頸ガンワクチンの原価につきましては、承知はしておりませんが、先ほど申しましたように、飯富病院と、それから身延山病院に照会しているところ、1回接種1万5千円で実施していただけるというようなご返事は、いただいております。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

その1万5千円というのは、いわゆる医療費を含めてのお金だと思うんですね。私が言うのは、ワクチンそのものの原価が分かればという、そういう質問です。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ワクチンそのもの、1人当たりの原価については、ちょっと承知しておりません。申し訳ございません。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

先ほどの農林水産業費の委託料、80万円の件ですけども、これにつきましては、県の補助

金100%を活用しての事業であります。先ほど言われましたとおり、本町では農家台帳というものが、いまだに整備をされておられません。現在は何を使っているかといいますと、固定資産台帳を利用させていただいております。昨年の暮れに農地法が改正になりまして、今後はどういいますか、今、身延町でも耕作放棄地が大変、増えております。これらの農地をなんとか活用して、食料自給率の向上とか、景観の関係とか、なんとかうまく使えないかと、そんなようなことが身延町の中で1点、盛り込まれましたものですから、今回、この交付金を活用しまして、農家台帳を整備していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今の答弁ですと、それでは県からお金を、補助金としていただいたということの基本に基づいて、これから農業委員会等を開催していくということで、よろしいですか。それとも、もうすでに、そのことは耕作放棄地が問題になっているということで、農業委員会等で、いろんな問題が提起され、それをもとに県へあげて補助金をもらっているか、そのへんはいかがですか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

これは県からの関係で、農地の集積をきちっとするようにと。そしてまた、耕作放棄地の原因となっている高齢化とか担い手不足とか、そういう土地がどの地域にどのくらいあるのか、それらの利用をきちんとしていきなさいということで、今後は農業委員会が土地の所有者と、今度は借り受けといいますか、その間に農業委員会が入って調整して、農地の活用を図っていききたいと、そういうような考え方で、今回、この委託費を計上させていただいております。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そのような計画であれば、今年1年というようなことには、なかなか農業委員会の方も難しいと思うわけですが、もちろん地権者もございますので、そのへんはもう少し長いスパンで考えていくかどうか。もし、県の補助金制度が来年はないとすれば、本町独自のそういう農家台帳をつくるについて、また別の予算を組むかどうか、そのへん、お考えがあるかどうか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

これは一筆調査になろうかと思えます。ということで、今年1年で終わるとは思っておりません。今年はず、システムを確立して、来年以降、今の現況がどの部分になっているのか。また、それにつきましては、農業委員さん等のお力もお借りしながら、身延町の実態を調査していく。それをもとに、先ほど言いましたように、農地の借り手、貸し手、そのような間に農業委員会が入って農地の有効活用を図っていくと、このように考えております。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

19ページ、教育費のうちの身延小学校教育振興費の8節報償費、6万5千円の減額ということで、これは国の政策というか、方針が変わったので、やってみよう外国語活動推進事業そのものがなくなったというふうにお聞きしたような気がするんですが、これは去年のうちから、おそらく取り組んでいるというか、やってみよう外国語活動推進事業というものについては、もうすでにスタートしていたんではないかなと思うんですが、そのへんはどういうふうになっているのかということと、これでもうすべて終わりにするのか。たった6万5千円ですから、町からの一般財源の中で、この部分だけはできるのではないかなと。全体として、どのくらい費用をかけて進めようとしていた事業なのか、その点についてお聞きします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今、ご質問にございました、やってみよう外国語活動推進事業、これにつきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

この事業は昨年度、文部科学省の指定をいただいて、身延小学校ですが、取り組みをしたものでございます。当初の計画ですと、昨年度と今年度の2カ年という形の中で、全体事業の計画がなされておりました。昨年度につきましては、その事業の趣旨に沿いまして、事業を実施しました。

事業の目的としましては、外国語を用いてコミュニケーション、児童がコミュニケーションを図ることができるようにするということが1つと、それから外国の言語や文化について、体験的に理解を深めてもらおうと。こちらへんを狙いに、この事業を推進したわけでございます。

昨年度につきましては、その成果の中間発表といたしまして、県内外から約120名ほどの教職員の方の出席の中で公開授業を行い、研究成果の発表をしたという状況でございます。

今年度につきましても、当初、計画に沿って進める予定でございましたけれども、国の事業の見直しの中で、国の指定が外されてしまったという状況がございまして、教育委員会で再度、検討し直しまして、その一部を残して今年度実施して、ある程度の成果を得る中で、この事業を継続しようと考えたわけでございます。

今年度につきましては、規模を縮小しまして、県内外ということではなくて、来年度の小学校における外国語指導の導入、新学習指導要領が実施されるわけでございますけれども、それに基づきまして、外国語指導の導入が全国で図られるわけでございますけれども、それへの研究ということで、身延小学校で町内の学校の教員を対象に、今年度行う研究を、公開授業として展開していこうという考え方の中で進めようと考えているところでございます。

国の補助事業につきましては、今年度、35万円が全体事業費でございました。国の見直しの中で、一般財源で、今後、対応していこうというのが14万5千円と、半分ちょっとに減らして、これにつきましては町内の学校の、この事業への研究に充てていこうという考え方の中で、一部残させていただいて、今年度も実施するという考え方でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

外国語というのは、私らも一応、中学、高校で勉強したんですけど、話せるようにはならないという、非常に情けない学校の授業だったわけですけど、こんなふうなことで、子どもが外国語に違和感なく取り組んでいけるという、そういうための外国語活動推進事業だと思いますので、これはできるだけ続けていってほしいなというふうに思います。事業仕分けで、蓮舫さんがやったのかどうか分かりませんが、やっぱり、こういう、いい事業はできるだけ継続していくということで考えていかないと、教育は本当に、わが町にとっても非常に大事なことですし、今後、こういう事業の成果が何年か先に出てくるわけですから、そういう意味では、たとえ30万円、40万円でも頑張っていていきたいというふうに、やってほしかったんですが、そのへんについて、町長としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましては、今、議員のおっしゃるとおり、非常に素晴らしい事業でございますので、今後、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

4点について、お伺いいたします。

まず10ページの一般管理費、この中の14節の事務機リース料として、職員のパソコン70台を156万4千円でリースしたわけですが、この期間は1年なのか、そのへんの確認。

それから次の11ページ、バス運行委託費の中で、300万円の委託料が補正されております。この300万円の、補正された内容についてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、あと15ページですね。15ページの中で、衛生費の19節補助金の関係で、江尻窪の小規模水道においては80万2千円、補助率が5分の3。上栗倉簡易水道においては24万8千円、補助率が10分の7というような説明を受けましたが、この補助率の違いは、どういう形でこれだけの違いがあるのか。

それから、もう1点。17ページ。観光費の中で、備品購入費に折り畳み式テントが12張り購入されるということで、このテントの大きさ、どのような大きさになっているのか。この4点について、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは10ページの一般管理費、使用料及び賃借料の156万4千円の事務機のリースでございますけども、職員のパソコン、デスクトップ型パソコン、70台でございます、リースの期間は7カ月間ということで、156万4千円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

11ページのバス運行対策費委託料について、お答えいたします。

現在、町有バスということで、中富の山間の地区を走っています中富南線につきまして、7月1日から町営バスとして、有償運行をする予定になっております。その委託料を、こちらのほうに計上させていただきました。期間は、平成22年7月1日から23年3月31日までの委託料です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

先ほど、衛生費の中の19節負担金補助及び交付金の江尻窪小規模簡易水道事業補助金の補助率のことで、ご質問があったと思いますが、身延町小規模簡易水道事業補助金交付規定に基づいて、補助率が定められております。まず江尻窪につきましては、10分の7の補助率でありまして、補助率の内容としては給水世帯1戸以上5戸以下、または給水人口1人以上15人以下の施設が10分の7でございます・・・申し訳ありませんでした。江尻窪につきましては補助率5分の3でございます、給水世帯6戸以上10戸以下、または給水人口16人以上40人以下の施設でございます。それから上粟倉水道組合につきましては、10分の7の補助率でありまして、給水世帯1戸以上5戸以下、または給水人口1人以上15人以下の施設となっております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

観光費の折り畳み式テントの大きさですが、2.4メートル掛ける3.6メートル、1間半の2間です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

このパソコンについては、来年の3月までのリース期間ということで理解してよろしいですね。そうしますと、来年から結局、向こう何年というような契約もおそらくあるかと思いますが、もう1回、その点について、お伺いいたします。

それからバス路線の件ですが、この委託料の300万円。これは当初から、中富南線は運行されておったわけです。今度、新たに町内均一料金ということで、路線の変更とともに料金の改定がなされたんですが、この300万円自体は、今まで南線として走っていたんだけど、路線的に、また延長になったのか。そのへんの詳しい説明をお願いしたいと思います。

以上2点について、再質問いたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

パソコンのリースでございますけども、パソコンにつきましては、5年間のリース契約を通常、組んでおりますので、5年間で契約をすゝと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この路線については、同じ経路を同じように走る予定です。ただ、町有バスであったときには、衛生費のほうの賃金ということで運行しておりました。今度は町営バスということで、業者委託の中で、有償運送で運行する予定です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、政策室長から説明があったんですが、この路線の見直し、また料金の改定については、今年度スタート時点ですでに決まっていたわけですね。そうした中において、ここへきて補正を盛らなければならないと。ですから、こうした計画がある問題においては、当然、当初予算へ盛って、できるだけ補正が少ないような運営をしていただきたい。このように願って、私の質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

草間君・・・。

○14番議員（穂坂英勝君）

議長、休憩を宣言してください。

○議長（望月広喜君）

休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○議長（望月広喜君）

再開いたします。

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

予算額で、補正にあげた金額が非常に微々たるものを含めて、考え方だけ、残り3点だけ質問させていただきます。

まず15ページ、5款労働費、労働諸費の13節委託料、常葉保育園72万6千円。これが、考え方の問題で、72万6千円がどうのこうのではありません。必要なものはやられています。前から、そうなんです、この種のもので計上されるときに、労働費ということで計上されているんですが、それには理由があるんだろうと思っております。ただ、私どもとすると、

なぜ、これが労働諸費なんだ、シルバーを頼むから労働諸費というだけの理由ではないだろうと。ほかに、たくさんあります。この種のもは。だから、そのところで労働諸費で、これが計上されてきている意義だけ、お聞きしたいと思います。

16ページの7款1目商工振興費の中の19節で補助金、郷土伝統工芸品の振興。これも少額の予算計上でございますけども、これは施策の中で、例えば伝統工芸を、町の行政のほうで発掘して、これを保存しなければいけないものの、振興対策のために継続して、施策の中で出てきたものなのか。単発的に思いついて、これはということで予算をつけたのか。そういう形で、ご説明をよろしくお願いたします。

それから20ページ、10款2目公民館費、公民館の経費の中で減額になっております。これは統一して、公民館の規模とか、あるいは利用数、その公民館にあたる労働というか、管理の大きさによって、決めたのか。まったく横並びに、こういう公民館の場合はこういう金額でというふうに決めたのか、そのへんをお聞きしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

まずはじめの第1点であります、労働諸費に関するご質問にお答えいたします。

今回、常葉保育所の園児の送迎業務を、この労働諸費に計上させていただきました。この労働諸費とは、私の考えとしまして、多様な能力開発の機会の提供と就業機会の創出を目的とする経費が、この労働諸費には計上されていると考えております。

また、高齢者の生きがい対策と社会参加の促進という点から、シルバー人材センターというものが、この労働諸費に計上されていると考えております。

今回も常葉保育所の園児の送迎についても、常葉保育所のほうに計上するのがよいかと。また、この労働諸費に計上するのがいいのかと、どちらがいいかということ考えた場合に、この目的に沿って、この労働諸費に計上したほうが妥当だと考え、今回の労働諸費に計上させていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

商工費の、郷土伝統工芸品振興対策事業の補助金の関係ですが、今、西嶋和紙の関係の売り上げがだいぶ落ちています。その中で、補助金をもらう中で西嶋和紙を使用した絵手紙展を開催しまして、これを町のブランドとして確立し、西嶋和紙の需要開拓を図っていくということで、具体的には全国手すき和紙の連合会、ウェブサイトの募集要項とか、全国の絵手紙団体に西嶋和紙の絵手紙展のポスター、募集案内を出すとか、こんな関係で、今、落ちている売り上げを少しでも伸ばそうということで補助金を出しております。今年、予算を盛りましたが、一応、町としては3年の補助金を予定しております。県の補助金は、それ以降、あるかどうか、ちょっと分かりませんが、一応、町としては3年間に限り、補助金を出すということで話しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは20ページの公民館費、報酬についての391万円の減額でございますけども、そのすべて、ほとんどが地区分館長の報酬でございます。それにつきましては、合併以前のままの報酬を各地区、使用しておりました。それが昨年、また一昨年とも、出納監査、それから行革の委員の中での話の中で統一すべきということで、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、統一を図らせていただきました。

町内の分館、12館の分でございますけども、これはあくまでも大きさとか規模、それによって統一させたものではございません。それは考えておりません。あくまでも公民館活動は、地域の皆さんによって、地域の中で活動していくというもとでお願いしてまいりますので、規模、面積、そういったものは考慮しておりません。あくまでも館長報酬の統一ということで、考えさせていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

3点とも、まったく賛成できるし、いい補正額を盛っていると思っております。ただ町民から見ると、これらの説明がきちっとされない限り、町の、ここまで考えたサービスは理解されておりません。あえて説明を求めたのは、そこにあるんです。労働諸費なんか、誠にそのとおりだと思います。そういう考えで、こういう中に計上されているということは、町の人も誰も知りませんし、僕らも分かりません。妥当なものであるだろうとは予測しておりました。今までも、この種のものが労働諸費で、ずいぶんあがっておりましたから、このことは承知していましたけども、そういう考えで、税金の使い道を、振り分けてやってくれているということ、皆さんに分かるようにするには、この説明はもう少し、予算書の中でも、こういう特殊なものについては、説明をしておくべきではないかなと思ひまして、質問させていただきました。よく理解はいたしました。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第54号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第55号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第56号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第57号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第58号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第59号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第60号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第50号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第51号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第52号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第53号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第54号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第55号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第56号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第57号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第58号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第59号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第60号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第50号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第51号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第60号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

以上で、採決は終結いたします。

議事の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第4 一般質問を行います。

通告者は4名ありますが、本日は2名が行います。

まず、通告の1番は渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

私は2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目、学校統廃合計画について、質問をいたします。

3月の定例議会で質問をしたんですけれども、静川小学校の保護者からの要望書、これが教育委員会のほうに届いていると思うんです。この要望書、3月中にはなんらかの返事を出したいと、検討したいという回答だったんですけど、これはその後、どうなっているのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(望月広喜君)

教育委員長。

○教育委員長(山田省吾君)

お答えいたします。

西嶋小学校、静川小学校の統合計画につきまして、3月1日に静川小学校保護者の皆さま方から要望書をいただきました。この要望書については、教育委員長宛てのほか町長宛て、議長宛てにも提出されており、議員各位もすでにその内容をご承知のとおりであります。

要望内容は、1点目が旧町に小学校が1校残ることを最重要課題として、再検討すること。2点目が最終計画を明確にすることが掲げられていました。この要望事項について、教育委員会では3月26日に臨時の教育委員会を開催し、慎重な協議を行いました。この協議結果に基づき、3月29日、静川小学校PTAの皆さまを対象に説明会を開催し、教育委員会の考え方を説明させていただきました。

説明会での主な内容ですが、1点目の要望事項である旧町に小学校が1校残ることを最重要課題として、再検討する。このことについては、現時点では前期の計画を進めている段階であり、旧町に1校残すという方向性を出すことは現状、困難であり、後期計画作成に向けての検討課題とさせていただきたいと申し上げております。

2点目の最終計画を明確にする、このことについては、現時点では後期計画は白紙の状態

あることから、最終計画をお示しすることは不可能であることを説明させていただきました。
以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

この条件をのんで、はじめて統廃合の計画に賛成するという保護者の要望書なんですけども、そうすると静川小学校の統廃合計画というのは、これ以上進められないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

これからも協議を重ねる中で、年次計画、静川小学校の統合ができるように努力してまいりたいと思います。

私たち毎年、学校訪問をしておりますが、5月17日に静川小学校を訪問しました。1年生、教室の真ん中に2人、男の子と女の子がいました。非常に教室が広く感じました。2年生の場合は4人でした。5年生の場合は3人で、男の子が0、女の子が3人です。こういう状況でありました。教育基本法で述べてある人格の完成を目指す教育の場において、このような小規模でよろしいかどうか、そんな感じがいたしました。もっと、子どもたちはおおぜいの中で学び、遊び、影響を与え合う、こういうことが教育の中では非常に重要ではないかと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、多いに越したことはないですけども、少ないながらも一生懸命、その条件の中で、子どもたちは育っているわけですよ。その地区の方たち、以前にも静川地域の81.4%の有権者の賛同を得た署名が提出されました。これは統合計画の見直し、それから再検討を求める署名でしたが、これも併せて、やっぱり今の静川地域の方たちの本当に、4代も5代も続いている地域と学校とのつながり、そこに残してほしいという思いをどういうふうに受け止めているのかということも含めて、検討していかなくてはいけない問題だと思うんですね。もちろん、その保護者のいろんな状況があるでしょう。でも、保護者の中でもいろんな意見が、今、あって、なかなか統一することは難しいという話も聞いています。いろんな意見があるわけですから、とりあえず最終的な計画、まだできていないわけですから、ここでストップをして再検討をするということが必要ではないかというふうに思うんですけど、そのお考えは、今はないということでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

先ほど申し上げましたとおり、現在の児童数の実態等から見まして、統合が適切ではないかというふうに、私どもは判断しております。やはり学校訪問で、身延小学校を訪問いたしました。そこで一番、気にしていたのは、豊岡地区の子どもたちがどのように学校生活を過ごして

いるかということで、まず学校長に伺いました。非常に早くから溶け込んで、楽しくやっているというようなことを聞いて、安堵しました。また各教室をまわってみましたが、閉校記念式のときに、多少、私、覚えていた子どもも幾人おりました。その子どもたちを教室の中で見ましたけれども、非常に生き生きとしていた。なんか、ほっとしたというか、救われたような感じがいたしました。ちょうど同じような条件下にあります静川小学校であります、少しでも早く、よりよい環境の中で教育ができればと、こういうふうに願っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

統廃合というのは、教育委員会が押し付けるものでもないと思うんですね。もちろん子どもたちのことを考えて、誰だって子どもたちのことを考えて、一生懸命、いろんな方法を考えていると思うんですね。教育委員会はあまりにも少ないから、統廃合をすべきだというふうに、一方的におっしゃってはいるんですけども、保護者の方たち、地域の方たちにはいろんな意見がありますよね。そういう方たちの意見を聞くと、やっぱりここで強引に推し進めているのかどうなのか。きちっと、やっぱり、もう1回、今ここは、前みたいに、全部の計画がまだ、はっきりしない段階で、1つずつ小さい学校を潰していくというようなやり方ではなくて、本当に統廃合が必要なのかどうなのかということ、これは町の問題ですから、全町民的な課題として話し合っていく中で、検討すべきだと思うんですね。

各学校単位で、その学校の問題として捉えていて、その地区の問題として、保護者になんか責任をかぶせるようなやり方を、今までしてきたんではないかなと。そして泣く泣く廃校に同意せざるを得ないような形になってきたんではないかなという。そういうやり方を、私はここで、もう1回見直して、本当にちゃんとした計画、全体計画が定まるまでは、この計画を、静川地区の方たちがおっしゃっているように、再検討する、いいチャンスではないかなというふうに思っているんですけど。教育委員長はそういう考えはなくて、そのまま、話し合いをしながら続けていくということなんですけど、町長として、行政として、町としてはこういう、教育行政ですけれども、そういうことで、町長としても、進めていっていいのかどうなのかということで、お聞かせいただきたい。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、学校教育の問題について、町長の考えはということでございますが、先ほど議員さんがおっしゃいました静川小学校からの要望の中で、議員さんは2つの条件がなければ合併はしないよと、こういう解釈をしていたようですが、これを日本語的に、私が読ませてもらいますと、子どものことを考え、議論をしてきました。過疎化や少子化により、児童が今後も減少にある中で、小学校統合は仕方がない状況と保護者も十分、理解をしていると。このことがあって、理解はしているけれども、条件だけは検討してくださいよと、こういうことで、日本語の解釈ですから、議員さんの解釈と私の解釈は違うと思いますけれども、そのことをまず1点、申し上げたいと思います。

そして、ご案内のとおり、学校の統廃合については、所管は教育委員会の所管でございますので、教育委員会で、先ほど委員長がお話をしたとおりでございます、私には権限がござい

ません。所管が違いますので、私からのコメントは控えさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

たしか先回も、私は関係ないというような答弁だったと思うんですけども、本当に、果たしてそうでしょうか。もちろん教育行政というのは、独立したものですよね。だけど町全体のあり方、それに大きく関わってくるから大きな問題だと、私はずっと質問を続けて、しつこいと思われるかも分からないけども、やっぱり言うべきことは言ってこないといけないという思いで、やってきたんですね。

この前、峡南衛生組合の視察に行くバスの中で、市川三郷の町長と席が近くになって、ある人が山保の小学校は、少人数なのにお金をかけて建て替えましたねという話をしたときに、町長は少人数でも教育は重視したい、力を入れたいということをおっしゃったんですね。やっぱり、教育行政だから自分には関係ないではなくて、この町の子どもたち、どういう環境で子どもたちを育てていくのか。そういうのは、私は関係ないという町長のお考えは、違うのではないかなというふうに思うんですね。ビジョンがあって、こういう環境の中で、子どもたちを教育したい、そのために教育行政はいろんな役割を果たしているんだと思うんですけども、やっぱり、この町そのもののあり方になってきていると思うんですね。

そういう意味では、お答えがいただけないようなんですけども、私はそういうビジョンがほしい、ビジョンがあるべきだと。それに基づいて、子どもたちのこと、それから福祉のことをどういうふうに考えるかということ、私たちに分かるように説明していただきたいというふうにいつも思っているんですけど、なかなか、それが聞けないというのが残念です。それでは静川小学校の保護者からの要望ということで、要望はあるけれども、それについては今後また検討していくということで、保護者、地域の方たちからの陳情については、考えはないということで理解してよろしいでしょうか。教育委員長、もう1回、確認したいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

先ほど申しあげましたとおり、前期計画の中の1つである静川小学校と西嶋小学校の統合について、これからも協議を重ねる中で推進していきたいと、このように考えています。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

全体計画が分かっていないで、前期計画だけ進めて、最終的にはどうなのか分からないものを住民の理解も、私は得られないと思うんですね。そういう意味では、先ほどから言っていますように、この見直し、それから再検討、それをここでは要望しておきます。

2点目、統廃合計画について、保護者や住民の意見を聞く機会を考えていくという、3月議会の答弁だったんですけど、このことについてはどういうふうに行なったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

たしかに、3月の定例会で申し上げました。念頭にあったのは、昨年9月の定例議会におきまして、渡辺議員のほうから下部地区での説明会はというような、たしか質問があったと思います。そんなようなことを念頭におきましての答弁でありましたが、3月定例会における一般質問で、統合計画の全体像を示し、全町で計画を説明すべきだとの質問がありました。これへの答弁として、全体計画は立てていないが、今まで説明を行わなかった地域もあるので、前期計画の取り組み状況等について、説明会を考えていきたい旨、お答えさせていただきました。できるだけ、年度の早い時期でというようなことも申し上げました。

5月13日に下部小中学校の保護者、それから教職員を対象に、下部開発センターで行いました。なお、翌日は同様に久那土小中学校の保護者と教職員を対象に、働く婦人の家で行いました。参加数について申し上げますと、下部地区の場合は保護者が6人、教職員が13人。久那土地区におきましては、保護者が17人、それから教職員が20人、このような状況でありました。説明内容については、審議会の設置から諮問、答申までの経過、答申書の概要、前期計画の概要、前期計画の取り組み状況について、説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

やらないよりはやったほうがいいんですけど、やっぱり学校関係者、地域の方たち、広く町民に説明して、意見を求める。単なる説明ではなくて、意見を求めるようなことを、私はしてほしいという思いで、ここにも住民の意見を聞く機会を考えていくという答弁だったと思うんですね。そういう意味では、学校関係者だけではないと思うし、今まで下部地区、全然やっていなかったという経過もあるでしょうけども、全町的な動きとか、そういうことも全町に知らせる必要があると思うんですね。そういう意味での計画というのは、どうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

それぞれの地区におきまして、強い要望等がありましたら検討していきたいと、このように考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

ありましたらではなくて、広く、住民の皆さんのご意見を聞くという機会を設けてくださいという話をしているんですね。いろんな人の話を聞かないと、いろんな意見があるわけですから、意見があったら言ってくださいでは、なかなか集まらないんじゃないでしょうか。そういう意味では、そういう機会をぜひ、つくるべきだし、その要望をしてあったと思うんですけど、では、そのお考えはないということでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

今後の検討課題としたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

これ以上の答弁は得られないと思いますので、広く、住民の意見を聞くという姿勢が私は大切だというふうに指摘をして、次の質問に移らせていただきます。

前回の3月議会の中で、1中2小を目指すのは、基本的な考えとのことという答弁がありましたけれども、この1中2小、一応、基本的な考えであって、1中3小も視野に入れているような答弁があったようなことを記憶しているんですけども、今の段階で、1中2小はどういうふうな考えのもとでいるのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

3月議会におきまして、私が言ったのは、こういう旧町に1小学校を望むというような声が、いくつか、あちこちではあるというようなことを言いました。これは今後の検討課題になると思いますが、身延町立小学校統合計画前期計画では小中学校適正配置審議会、答申の趣旨に従い、小学校2校、中学校1校が本町における適正な学校数であると結論付けており、1中2小を目指す考え方が示されております。この小中学校統合計画、前期計画の内容については、平成21年3月4日の身延町議会全員協議会で、ご説明させていただきました。その際の意見で、学校統合前期計画に否定的な意見はありませんでしたので、これが議会の総意であると教育委員会は判断し、計画推進を図ってまいりました。

その後、議会における調査検討特別委員会等の計画もありまして、現状、1中2小の考え方を変更すべきとの議会の総意はない状況でありますし、教育委員会は前期計画の推進を最優先しているわけですから、こうした現状下において、この考え方を考えるべきではないと、現在は考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、あくまで1中2小、答申を尊重して、そのとおりにしていくという、今のお考えということを確認したいと思いますけど。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

前期計画を進めて、その後、この計画の中で、1中2小を検討していくわけでありますけども、今後のもろもろの様相等もあると思いますので、それらを考慮して後期計画といいますが、そこでは判断すべきだと、こういうふうに思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

まず最初に、先ほど議会の全協で説明して、1中2小に対して否定的な意見が出なかったから、議員みんながそれについて賛成しているという認識が、ちょっとおかしいのではないかなと思うんですね。本当にみんな、賛成しているという理解をしているのでしょうか。議員の議決権、そのときにやっぱり、発揮するんであって、それはいろいろご意見があったと思いますよ。だけど、そこで言うかどうかという問題は別の問題ですよ。全協で説明したから、みんな賛成しているから、それを進めるというやり方は、あんまりにも強引ではないかなというふうに思っています。

それから先ほど、1中2小を目指している、いろいろな1中3小とか、いろいろな意見もあるけれども、もろもろ条件がある中で、今後、検討していきたいというような、今までの答弁、そのままだったんですね。たしかに、この1中2小、1中3小、それからもっと、いろんな意見があると思うんです。答申が出て、そして教育委員会で計画をするために、こういうもろもろの条件や住民の皆さんのご意見や、そういうものを十分、聞いた中で計画を立てるのが普通ではないでしょうか。そして、きちっとした全体計画を示して、これでいかがでしょうかというのが筋ではないかなと思うんですね。前期計画は、とりあえず決まっているけど、全体計画が分からなくて、後期はこれからやっていく。どこどこに、どういうふうに学校が残るのか。それも分からなくて、賛成も反対も判断できないのが、普通の感覚ではないでしょうか。だから、さっき、一番最初に静川小学校の保護者の方たちがおっしゃったように、ちゃんとした計画を、全体図を出してほしい。これは前にも言ったけれども、町民全体の願いです。静川だけの願いではないと思うんですね。

そうしないと、どう判断していいかわからないではないですか。どことどういうふうに合併するのか。自分の地区の学校がなくなるのかが分からなくて、どう判断したらいいのか。賛成反対という以前の問題だと思うんですね。そういう意味では、いろんな問題があって、いろんな意見があるわけですから、静川だけに限らず、今ここでやっぱり、私は見直しすべきだというふうに思っているんですけど、先ほど答弁で見直しはされないということなので、町長にお伺いしたいと思います。

今、本当にこの町、過疎化対策、それから少子化対策、また若者定住、いろんな課題が山積している、この状況の中で、この学校を1中2小にしてしまうということは、これらの施策との、私は整合性がないというふうに判断しているんですけど、これについては、町長いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まず、小中学校の統廃合計画を町民の皆さんに全然、話もしなくて、意見も聞かなくてやっているのではないかと、こういう意見ですけども、いつも言っているんですけども、小中学校適正配置審議会なるものをつくっていただいて、約2年間にわたって検討していただきました。このことはご承知のことと思いますが、その中で1中2小という意見が出てきまして、これを受けて議員さん方に、これでよろしゅうございましょうかといったときに、賛成をしているわけです。したがって、私は、ここでいくら言っても結構です。しかし、議会のルールは守るべきだと思います。反対は反対で結構なんです。しかし、議会でその方向でいきましょうと

決まった以上、それに従わなければ、議会も、議会制民主主義も何もないと、こういうようにも思います。さて、もちろん、子どもが増えたり、あるいは若者が増えたりすることを私も願っていないわけではありませんし、学校がなくなれば子どもがなくなるというような結論に達しているようですけども、そうではなくて、子どもは本当に子どもの、今の教育環境がそれでいいのかどうなのかということを言っているわけであって、1人の生徒に1人の先生でいったときに、本当に教育環境がいいのかどうなのか。たまたま静川小学校は1人入ってきまして2人になりましたけど、そのへんを検討していただかないといけません。そのことを常に申し上げているところでございまして、その後、議員さん方から、特に渡辺議員さんですけども、ことあるごとに、これはおかしいというんですけども、議会の中で、予算も賛成していただいた。そして、身延小学校と豊岡小学校を合併していただくことに賛成をいただいた。身延の中学校と下山小学校も賛成をいただいた。要するに、前期計画を賛成していただいているんです。そのへんを、これはもう議会のルールだと思いますので、その点もよく考えていただかなければなりません。

絶対、潰す、このことだけを考えているのではないです。現状を考えたときに、潰さなければならぬ。そして、そのことも審議会の中で、議会の代表の皆さんもいらっしゃいますし、それから地域の代表、先生方の代表、保護者の代表、その代表者が決めていただいたこととございまして、それは当然、いつも私が言っておりますけども、尊重すべきと、こういうように考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議会のルールとおっしゃいますけども、1中2小を賛成した覚えはありません。皆さんにも聞いていただければいいと思うんですけど、審議会でこういうふうになりましたということ、ただ議会で、全協で言ったからって、それを賛成したと取られるのは心外です。反対のものは反対なんです。いくら議会で決まろうと、私は自分の主張を言うしかないですから、おかしいことはおかしいと言うしかないですから、しつこくずっと言っているんですけども。住民の皆さんの意向がどうなのか。その声をきちっと町として考えて、PTAの方たち、保護者の方たちにもいろんな意見があるわけですから、少なくて困るという人もいるでしょう、でも少ないからいい、今、子どもたちは少ないほうがいいということで、都会から来ている人たちもいます。いろんな考え方があるわけですから、教育委員会が決めて廃校にするということを決定するということは、いかがなものかなというふうに思っています。

そういう意味では、きちっと住民の意見をもっと聞いていく。だから1中2小か1中3小かというようなことで、論議が出ているような経過もあります。まず最初に、そういう皆さんの声を聞いてから、こういう、前期計画にしても立てるべきだったということで、これ以上、質問をしても進展がないので、これで、この学校統廃合計画については質問を終わりにします。

次ですね、公的病院である飯富病院を活用し、地域包括ケアの推進をということで質問をしたいと思います。

2月3日の山日の新聞記事に、身延町の医療給付費が国の定める基準を大幅に超えたということで、2年連続、継続指定を受けた、県内の市町村が継続指定を受けたのは初めてという記事が載りました。町民からも身延町、大丈夫なのかという声も聞いています。本当にこの医療

費の問題、住民の健康づくり、そのために担当の方たち、それから子育てをしながら、保健師さんたちが本当に走り回っている、そういう努力は理解しているんですね。けども、その努力がなかなか表れてこないというところが、私はとても残念に思っているんです。私はやっぱり、今までも言っていたように、これまで以上に健康づくり、それから病気の予防に力を入れていかないと医療費は下がらないし、健康な住民は増えないんじゃないかなというふうに思っているんですね。

今あるやり方ではなくて、ではどんなやり方をしたら、医療費抑制というような、ちょっと悪いイメージではなくて、自然に医療費が下がってくる、健康な人たちが増えてくるというふうになるには、どうしたらいいのかなというふうに考えたときに、以前、地域包括ケアの実践ということで、宮城県の涌谷町というところへ、飯富病院の組合議会で視察に行った経過がありました。この地域包括ケアの実践については広島県の御調町、それから香川県の綾川町とかが実践して、公的な病院を利用しながら、住民の一人ひとりの健康づくり、それから治療、福祉、介護までトータルに考えるというようなことを実践して、医療はもちろん、住民の健康が増進したという経過を聞いたことがあります。

涌谷町の町民医療福祉センターでは、医師である青沼センター長のもとで、病院部門と健康福祉課があって、病院を単なる医療機関としてではなくて、予防や治療、福祉、介護という行政サービスの一部と考えて、国保財政面での医療費抑制を図りながら、町立病院としての使命を果たしているというもので、町内各地に10世帯当たり1人の割合で設置されている健康増進員という方の協力を得て、この制度を定着させるという話を伺ってきました。この地区の健康づくり、住民の方たちを巻き込んだ健康づくりには、本当に深い感銘を覚えた記憶がありました。

この町に合っているかどうかという問題はあるにしても、こういうような連携をとる唯一が、やっぱり飯富病院、公的な組合立の病院ですから、協力をしていただきながら、こういう健康づくり、それから病気の予防に力を入れることができるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

飯富病院には医師、看護師、保健師、栄養士、医学療法士、ソーシャルワーカー、薬剤師、検査技師、介護福祉士など多くの人材がありますけども、この多くのプロたちは貴重な資源だと思っております。この資源を活用しながら、住民の力も借りながら健康づくり、病気の予防等の保健活動をはじめ、治療、福祉、介護と一体的に取り組むことが住み慣れた町で、その人らしい暮らしを送ることにつながると思うんですね。

そういう意味では、今まで保健に関して言えば人間ドック、それから健診ですね。人間ドックも石和まで行っていましたが、住民の皆さんが受けやすい体制にするには、なるべく多くの機会があることがいいと思うんですね。そういう意味では人間ドック、住民健診なんかも飯富病院を利用しながら、ニーズに応じていくという方法をしないと、なかなか健診の受診率は上がっていかないんじゃないかなと。こういう方法もあるんじゃないかなというふうに思っていますけども。今の現状ですね、それぞれの現状。それから、これからの方針について、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは少し長くなりますけども、今のご質問の現状と、それぞれの方針について、お答えいたします。

最初に保健の現状について、お答えいたします。

まず成人保健の現状について申し上げますと、食生活の改善や医学の進歩によりまして、長寿化が進みました。一方では急速な高齢化とともに、生活習慣病の増加が社会問題となっているところであります。本町では成人保健対策の推進を図るため、生活習慣病予防健診として特定健診とガン検診を実施しております。21年度で申し上げますと、5月に下部地区で6日間、7月に中富地区で5日間、8月に身延地区で7日間実施し、特定健診に2,879名、ガン検診に1,460名、大腸ガン検診に2,773名、乳ガン検診に1,716名、また超音波検診では2,971名が受診し、ガン検診で多くのガンが早期発見されました。

ガン検診精密検査対象者には、通知や電話等で受診のすすめをしておりますが、ガン検診の精密検査の受診率が72.8%で、ガン検診精密検査未受診の方が多い状況にあります。

このような中で、方針といたしましては、健康寿命の延伸を図るには、死亡原因の6割を占めますガン、脳卒中、心疾患などの生活習慣病の発症予防と早期発見のための健康診査の受診勧奨を行いまして、平成20年度特定健診の受診率42.9%、特定保健指導実施率52.4%を身延町健康増進計画で定めています。特定健診受診率、特定健診指導実施率を平成24年度に目標としている65%まで、達成する目標があります。

また、ガン検診精密検査の100%受診を目指すとともに、病院医師の協力による集落での健康教育や健康相談などを実施し、一層の保健事業の充実強化に努め、住民の健康を守ることに努めてまいりたいと思います。

次に医療の現状について、お答えいたします。

高齢化や糖尿病、高血圧、腎臓病など、慢性疾患の増加によりまして、町民の医療に対するニーズは多様化しております。現在、本町の医療機関は身延町・早川町組合立飯富病院、財団法人 身延山病院、医療法人財団交通会 しもべ病院、それから開業医が4医院、歯科医院が7医院、診療所が5つあり、町民の医療に対する満足度は高い傾向にあると思います。また、飯富病院では地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、病院の送迎バスや町有バスで、通院患者の交通が確保されている状況でもございます。

この医療の方針につきましては、今後、急速な高齢化の進展や慢性疾患の増加によりまして、保健医療のさらなる充実が求められる中で、飯富病院では昨年11月末に耐震構造の補強と病室療養環境の充実を目的に、増改築工事に着手しました。平成22年、今年の11月末を完成予定として、現在、工事を行っているところであります。

また山梨県では、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用いたしまして、平成25年度末までの期間を対象とする峡南地域医療再生計画を策定しまして、計画期間内に過疎化・高齢化地域の住民が安全・安心を実感できる医療体制の推進を図ることとしておりますので、より一層の保健医療について、病院との連携に努めてまいりたいと思います。

次に福祉の現状について、お答えいたします。

高齢者福祉の状況について申しますと、本町の高齢化比率は、平成22年6月1日で38.25%と、極めて高い比率となっております。また一人暮らしの65歳以上の高齢者の人数は、平成22年4月1日現在で、798人で約7.8世帯に1世帯が一人暮らしの高齢者の世帯と

なっている状況であります。

このような急激な過疎化や少子高齢化によって、地域や家庭の状態が変化する中で、山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯では、移送支援や買い物など、身近な生活支援の一層の充実が求められている状況であります。

これらの福祉の方針につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるように、福祉サービスといたしまして、緊急通報システム、ふれあいペンダントや配食サービス事業、生きがいデイサービス事業、軽度生活援助事業、集落敬老事業等を行っておりますが、今年度はさらに新規事業といたしましては、峡南広域行政組合とも連携し、救急隊員へ医療情報の提供を目的に、65歳以上の一人暮らし高齢者世帯に、医療情報キット事業を導入するなど、高齢者在宅福祉サービス事業の充実に努め、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、より一層、在宅支援を図ってまいりたいと考えております。

次に介護の状況について、お答えいたします。

被保険者数の状況を申し上げますと、平成22年3月31日現在、65歳以上の1号被保険者は5,894人で、介護認定者は1,006人で、40歳から64歳の2号被保険者、17人を合わせますと、1,023人が介護認定を受けている状況であります。昨年3月と比べて、人数では96人減少しておりますが、認定者は33人増えている状況でありまして、介護サービス関係で、1月のサービス分で比較しますと、サービス受給者は在宅で551名が、地域密着型で15名が、それから施設受給者が288人で、合計では854人となっております。昨年の同時期より17人、増えている状況であります。

また介護給付費の支払いにつきましては、1カ月平均が約1億4,525万円で、昨年在約1億3,709万円でありましたので、1カ月では816万円の増で、1年では約9,700万円増えているのが現状であります。

介護認定申請件数につきましては、平成20年は1,340件で、平成21年は1,537件で、昨年と比較しますと197件、増えている状況であります。

続いて、この介護の方針につきましては、計画期間が平成21年から平成23年度までの、身延町介護保険事業計画、身延町高齢者福祉計画、第4期の計画に基づきまして、認知症対応型共同生活介護 グループホームを平成22年度中に2ユニット、18人分を確保するために事業所の指定をし、計画書の実現に努めてまいりたいと思います。

また、介護給付費の抑制に努めるために、地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めるとともに、介護予防サービス事業者などの連携によりまして、効果的な介護予防の推進を一層、図ってまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

時間は、あと10分です。

○13番議員（渡辺文子君）

今、詳しく説明をしていただいて、いくつか、私、問題点があると思うんですね。やっぱり、医療費がなぜ高くなるかという話で、身近で医療の相談ができるとか、ちょっと不安になったときに相談する人がいれば、病院に駆け込まなくていいということがあるんですね。そういう意味では、もうちょっときめ細やかな相談活動、そういうものをすれば、私は医療費の削減の

1つになるのではないかと。あくまで1つですけど、そういうことを各地域、先ほど各集落でやっているというふうにおっしゃったんですけども、もっと多く、地域に出て行って、先ほどいったように、人材を活用しながら、いろんな、薬剤士には薬の飲み方とか、お年寄りには薬があっても、またもらってくるみたいな、二重の医療費にも反映してくることですから、やっぱり正しい飲み方ですとか、いろんな役割に合った相談、そういうことを議題にしながら、きめ細やかに進めていく必要があると思うんですね。

前から比べると、飯富病院の峡南圏域の在宅に力を、県でも入れている、指定に今度、なったという話も聞いていて、今までの職員の方たちの苦勞が結実したのかなという思いもあるんですけど、ただ、この身延町は、先ほどおっしゃったように一人暮らしの方が多くて、在宅では支えきれないというところがあるから、どうしても在宅を、もっともっと充実させること。それから、施設を考えていかなければいけないという部分もあると思うんですね。この町独自の施策というか、この町の住民の皆さんの状況に応じた施策というものを展開していく必要があるのではないかなというふうに思います。それは、やっぱり医療費、それから介護保険料に結びついていくことだというふうに思いますので、今まで進めてきていただいているのは理解しているんですけども、さらにもっと、きめ細やかな対応、この町に合った住民の皆さんの生活実態に合わせた対応が必要ではないかなということを感じました。

それから今、飯富病院、病院を開設して、これまで無医地区への出張診療と在宅医療が評価されて、マスコミでも大きく報道されて注目をされていますが、公的な病院として信頼関係が一番、大切ではないかなと思っているんですね。この間、私のところに町民の方から、いくつもの飯富病院に対する相談が寄せられています。ただ、ここは飯富病院の組合議会ではないので、住民の皆さんが困っているということをお伝えして、町ではそういう状況を把握しているのかどうなのかということをお聞きだけに留めておきます。昨年6月から入院患者に対して、アメニティサービスを始めました。今まで、入院するときに、コップとか歯ブラシとかスリッパとか、自分が持っていけば、お金はかからなかったわけです。それが患者さんの状態によって、AからCのランクによって、お金がかかるというような状況で、ちなみにAタイプは1日1,200円で、1カ月、31日で3万7,200円の請求がきたという方が請求書を見せてくれました。

今は、少しは金額的にも、内容的にも改善しているということなんですけれども、それを今まで、自分で持っていけば済んだものを、それを借りなくてはいけません。病院では、強制ではないとはいっているんですけども、なかなか思うとおりにはいかない。医療費だけでも支払いが本当に大変なのに、その上、まだ、そのアメニティ。それはあとで、請求書が来てコンビニに払うような形になっているんですね。そういう意味では、これ以上の患者負担を増やすことを、なぜするのかなということ、多くの町民からなんとかしてもらいたいという声が挙がっています。中には、飯富病院に行くのをためらっているという声も聞いています。こういう現実があるということで、町はそういう状況を把握しているのかどうなのかということで、お聞きさせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまのことにつきましては、私のところでは、このことについての苦情は聞いておりま

せん。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

町には、っていないと思います。病院は、そういっても払わなくてはいけないということで、苦情が殺到していたというお話は聞いていますけども、やっぱり皆さん、お世話になっているという手前、払わざるを得ないという方が多くいまして、本当に払うのが大変だと。一刻も早く、なんとかしてほしいという声も聞いています。そして中には、歩けないのにスリッパ代、それから歯もないのに歯ブラシ代ということで請求されて、納得できないから支払いはしていないという方もいらっしゃいました。そういう実態をきちんと把握する中で、住民の皆さんが安心して医療にかかれるような体制をつくっていただきたいということで、よく飯富病院とも話をしながら対処していただきたいということで要望して、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

次は、通告2番の川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

望月町長が就任されて、初めての一般質問であります。多岐にわたっての質問でありますから、答弁はできるだけ簡略にお願いしたいことを、まずもって、お願いします。

本町は平成16年9月、やすらぎと活力ある開かれた町を理念に、新しいまち身延町としてスタートしました。早くも5年半を経過し、この状況は全国的にも少子高齢化が進む中であって、本町も少子高齢化が著しく進み、人口も合併当初、1万7,240人が今年の6月1日現在、1万5,221人と2,019人も減少しております。この平均値をとりますと、大体367人の減少というような状況下にもあります。

2代目町長として、望月町長は、長い行政経験に大きな期待を町民から寄せられ、町長として見事、当選されました。この当選時のインタビューの中にも安心して暮らせるまちづくり、人口の減少に歯止めをかけたいと、こんなインタビューもされております。

そこで第1点目の、町の活性化への取り組みについて伺います。

この質問については、今議会の議案第24号の平成22年度予算審議の中で、同僚議員の質問に対し、町長から答弁がございました。中部横断自動車道の地域活性化インターへの実現、コミュニティビジネスの活性化、町民総ガイド運動の推進、コミュニティビジネスにおいては富士川トラッキング、手打沢の農事組合等々、細かくわたりまして答弁がありました。中でも、この中部横断道の活性化インターについては、町長の力が多大なものとして評価するところでもあります。

そこで、町長が言われる「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」、いい町をつくるんだというお気持ちは分かりますが、町長としての任期中に目指す重点施策、この重点施策について、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、町長が目指す重点施策ということでございますが、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、私が選挙のときにローカルマニフェストを、町民の皆さんにお示しをして、そしてご理解もいただいております、それらをいちいち申し上げますと、第1回の定例会のときの日向議員の質問とダブりますので、その点はご了解いただきたいと思います。総体的に、私は、この大変厳しい状況でありますので、できる限り、お金は使わなくて、そして身延の町民の皆さんが元気が出る施策を考えていきたいということで、お金が多くかかる部分については、1つも約束はしておりません。しかし、そうはいても、前町長さんが町民の皆さんと約束した下水の問題等々に、あるいは上水の問題等々については、当然のことですけれども、できる限り、これを継続しているところでございます。

まさに、議員もご案内のとおり、町民の皆さんの福祉を考えていかなければなりません。したがって、絶対必要なものは、全然やらないと言っているわけではありません。絶対、必要なものについては、財政的にいくらマイナスであっても、これは町で手を入れていかなければならない、考えていかなければならないことは当然でございますので、このへんは実行していきます。

しかし大きな施設とか拠点施設を造る、こういう今の質問ですけれど、内容的にはどういうことを考えているかは、よく分かりませんが、子や孫に借金を残さないということも、私は約束しております。したがって、議員さんがおっしゃる重点とか拠点施設というものが、本当に町民のために、絶対に必要なものであるならば、これも考えていかなければなりませんけれども、もし、絶対必要でないものであるとするならば、費用対効果についても十分、考慮していかなければならないということにも思っているところでございます。

そんなことで、例えば国の高率補助で、ものをつくったとしても、その運営・管理等の財政面でも、また町の負担が大きくなっていくわけでございますので、議員が考えている施設、このことが絶対必要であるかどうかということが、具体的な施設名、その他が分からないと、ちょっと、これ以上の答弁は致しかねますので、ご了解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

本町の第1次身延町総合計画、このやすらぎと活力ある開かれた町 身延町の総合計画の一番最初の言葉の中に、「夢の世を 夢で暮らすな 夢さめて 今まく種は 後の世のため」と、非常にいい言葉が謳われております。

私もかつて、鯉沢町長をなさいました、今、亡くなってしまった柳沢勇町長と、お付き合いをさせていただきました。その町長いわく、私は行政経験も政治の経験もないんだと。ただ町長として就任したとき、何をしようかというときに、大法師へ桜の苗木でも植えるかということから今の大法師の桜、日本の桜百選にも選ばれるような名所になりました。これこそ、いわゆる執行者、政治、行政の中で行われる、地域の活性化につながる事業ではなからうかと思うわけです。

過日、豊富の道の駅、あそこの駅長さんの萩原駅長さんと1時間ほど、お話をすることがあ

りました。あの駅はどうしてできたかと。皆さんもご存じのように、農産物直売所の甲子園日本一に輝いたと。非常に立派な成果を残したわけでありますが、あの道路は当初、堤防通りに道路を造る予定だったと。ときの萩原村長が、堤防へ道路を造ったんでは、開発に何もつながらないということの中から、あの田んぼや畑の中に道路を貫いて、あそこへ今の道の駅を造ったと。当時、豊富は養蚕が非常に盛んな村でしたから、その養蚕に代わる農業の、いわゆる直売ができるような施設を造ろうということの中から、あの立派な施設ができ、去年の売り上げ実績は5億3千万円というような成果をおさめたと聞いております。

こうした地域へ、そうした拠点を設けるといことは、私一人ではなく、町民みんなが力を合わせれば、やはり活性化につながる施策があるかと思えます。

まず1点目として、八日市場のバイパス、西嶋のバイパス、あのバイパス通りへ開発をしようと思っても、おそらく開発につながるような条件ではありません。しかし今、盛んに始められようとしている中部横断道の残土等の処理場として、いわゆる地域の有効活用につながるような施策を講ずることも、行政としての仕事ではなからうかと。こうした、大きな建物を建てるとかという問題ではなくて、町民、また町が、これから目指せる活性化につながるような方策こそ、今後の行政の示す方向ではないかと。政治、行政は何かと。やはり不可能を可能にしてこそ、政治や行政の力だと、私はこう思う次第でございます。

こうした、今、私が述べましたような施策に対して、町当局は今後どのようなお考えでられるか、その点をお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問がどこを言っているのか、ちょっと厳しい面もありますが、総体的に言いますと、要するに夢をつくるような、夢の持てるようなことをしなさいということでございます。先ほどもちょっと、私、お願いをしましたけども、夢を持てるということは、お金をかけるだけが本当に夢を持てるんだらうかという部分もでございます。例えば、今、ちょっと具体的に出来ましたけども、バイパスへ残土を埋めて、なんとかしろというような話もありましたけど、それらにつきましては、もう2年も前から話が進んでおりまして、残土をするところについても決定がされていると。下山の皆さんにもご無理をお願いして、残土を捨てる場所も決まっているというようなことを考え合わせますと、失礼な言い方ですけども、本当に実際できる問題を申し上げなければ、失礼でございます。したがって、先ほど言っておりますけども、今の私どもの状況からいって、子どもや孫には借金を残したくない。少しでも借金を減らしていこうと。そういうようなことを考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えますし、先ほど農作物の、豊富の道の駅の話がございましたけれども、農作物を販売するというものであるならば、今、私どもの町にも、富士川クラフトパークが道の駅にも認定されておりますし、農協の直売所を利用することもあるでしょう。そういうことで、柔軟な考え方をとることが必要ではないかと、そんなようにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

町長も非常に、財政面が頭にあって、なかなか難しいというような話ですが、この身延町は南部町と鯉沢まで約30キロあるわけですね、国道が。今現在、1万3千台からの通行車両。さらに、この通行車両をいかに、寄り場をつくって、身延町に寄っていただくんだというような施策も1つの、やはり活性化につながる施策ではないかと。

余談になりますが、かつて旧町時代、旧中富町では、長い間、富士川まつりを実施してきました。しかし、合併を控えて、経費節減といいますが、できるだけ合併に対して、町として、とにかく廃止しようというようなことから富士川まつりも廃止になったんですが、今、考えてみますと、中富の町民からは、なぜ、旧町のまつりを継続している地区があるにもかかわらず、中富は廃止して、そのまま復活しないのかというような声も聞かれます。たしかに町長の言われるとおり、お金の問題を考えると、何もできないのは当然であります。

そこで、今、峡南橋の塗装が半分といいますか、両サイド、塗り替えられておりますが、あの色は、もちろん、県で今度、塗り替えているわけですが、私はその橋の色に対して、できれば真ん中の、スパンはいわゆる白か銀色にでもしてもらえば、西嶋和紙の拠点としての橋が、和紙の里の橋だよと言えるような、町のイメージ付けにもつながるのではなからうと思うわけです。その問題については、また町当局が県のほうへ掛け合っていただきまして、できるだけ町の活性化につながるような施策を講じていただきたいことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目の、限界集落についてであります。

過日、折八集落が新聞で掲載されました。そうした限界集落寸前の集落が、あちこちにございます。この集落の今後の対策を行政として、どのような対策を講じていかれるのか。限界集落対策について、伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまのお話のとおり、本町にも多くの限界集落があるわけがございます。昨年新聞記事では、38集落というような報道もされました。これらの集落に対して、どういうように限界集落を脱却したらいいんだろうかと。これは大変、難しい問題だろうと思いますし、町の行政の大きな課題の1つだろうと、こういうふうにも考えております。

そういう中で、限界集落の皆さんとお話をすると、ここで少しでも長く暮らしたい。そのためには、ここで作った野菜ものとか農作物が有害鳥獣にすべてやられてしまうということでは困りますので、あるいは飲料水の確保についても、年寄りだけの集落にもかかわらず、山の上まで、水源を見に行かなければならない。あるいは足が、言うところの交通の便が悪くて、ここでは住めませんと、いろいろの話を伺います。

これは私も、この限界集落の出身でございますから、身にしみて分かっているわけですがけれども、これらの、あるいは有害鳥獣については、今、皆さん方に支援もしておりますし、県の事業の中にも取り込んでいただきたいということで、22年度から考えていただいております。飲料水の確保についても、先ほど議員からも質問がありましたとおり、江尻窪、あるいは上粟倉等々にも支援をさせていただいております。また足の確保については、ご案内のとおり、乗り合いタクシーの、これはあくまでも試行でございますけれども、それもさせていただいてい

るといふようなことで、少しでも、その集落に長く暮らせるような方策は、考えているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

非常に、限界集落の解消は難しい問題だと思います。というのは、私、今年の春、吉野桜が終わる時期だったんですが、行ってまいりました。下千本、中千本、奥千本、ちょうど地形にすれば、旧中富の大須成のような地形になるわけですが、中千本まではなんとか大型バスが入れる。そこからは、奥千本へはシャトルバスで送迎していると。もう桜の花が終わろうかというシーズンでもありましたが、かなりの観光客が来られました。それは全国的に有名なところですから、当然かもしれません。

この間、ちょうど、平須のある人と会いまして、こんな話をしました。今、畑を耕している間に、畑のまわりに桜の苗木でも植えさせてもらえないかなという話をしたところ、あと5年もすれば、畑なんか作れないようになってしまうというような声が返ってきました。

こうしてみますと、今、やはり、そうした集落に、吉野桜はこうも名所がありますから、本町の桜である、しだれざくらと八重桜を今から植栽して、やがては名所になるような施策も必要ではないかなと考えるわけです。今現在、平須地区においても、昨年、32人おられたのが今、25人と。非常にもう各地区とも、そうした集落のお年寄りも少なくなっております。そうはいっても、久成や平須の区長さんは、よそからいらしたご夫婦が区長さんを務めていただいております。こうした団塊世代の人たちを迎え入れることも、いわゆる限界集落の解消と同時に、荒廃農地の削減につながるものだと思います。こうした誘致活動、これも行政の中でどのように進めておられるか、その点について伺います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

現在、町では空き家対策の事業を行っております。町民の皆さんの中から空き家になっている家を情報提供していただきまして、それを都会の方たちが移り住みたいという希望があれば、提供している事業を現在、しております。事例としまして、宮木地区に空き家がありました。それについて3世帯の方から申し込みがありまして、昨日、抽選を行いまして、お一人の方が一番最初に優先権ということで決まりました。実は北海道の方が、こちらに来たいと。そういう方もおられます。今後も、その空き家対策等を進めながら、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

やはり早い時点で、そうした人を迎え入れて、町が少しでも活気づくような施策をお願いしまして、次の質問に移ります。

町の観光施策について、お伺いいたします。

本町は、日本三大急流の富士川と緑豊かな山々の自然環境には、非常に素晴らしい町であります。これは町の大きな財産でもあります。これを生かした行政の力、観光といえば身延山、下部温泉、西嶋和紙の里、本栖湖、このセットになるわけですが、今年からコミュニティビジネスとして、富士川を利用したラフティング等が取り入れられております。今後、観光施策として、町でどのようなお考えでおられるか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

お答えします。

現在、国も県も観光立国、観光立町を唱えております。ご承知のように、本町も合併後、観光立町を唱え、観光行政を進めてきたところであります。本町の観光の定義、基本方針としては総合計画で示すとおり、豊かな自然と歴史文化、地域資源を生かした観光の魅力づくりを推進、観光体制の強化や観光関連事業を育成し、観光振興による地域経済効果を生み出す仕組みを強化していき、観光づくり、まちづくりを一体とした観光まちづくりを進めていく考えであります。

本町には核となる観光地として、下には400年の歴史ある西嶋和紙をテーマとした中富エリアが、東には1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山博物館がある下部エリアが、また南には750年の歴史と、130年ぶりに五重塔が再建されました日蓮宗総本山身延山久遠寺がある身延エリアなど、3つに大きく区分することができます。そのエリアをそれぞれ連携しながら、既存の観光を生かし、新しい観光資源を発掘・整備を行ってきました。

観光情報発信の方策として、ポスターの掲示については年4回作成しておりますが、JR東日本90カ所、JR東海20カ所、また東京、長野、千葉、静岡、神奈川、山梨、埼玉、群馬等の道の駅200カ所、その他町内・町外の各施設、250カ所において掲示しております。またパンフレットの配布につきましては、山梨観光推進機構および富士の国やまなし館等、アンテナショップ、身延線沿線観光振興協議会等の協力をいただきながら、東京、埼玉、愛知、長野、静岡、神奈川等々、年間、昨年は17回のキャンペーン、または物産展を実施してきました。さらに観光情報誌等への広告掲載については、町、観光協会、民間企業が連携して、身延町の魅力を広域的かつ有効に発信できる体制を構築し、効果的なアピールを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、観光課長から答弁をいただきましたが、まず観光、特に大型観光を誘致、いらっしゃい身延町へと。大型バスが3台、5台来て、トイレ休憩をするところがないんですよ。旧300号の道の駅、あそこの駅長さんも言うておられました。バスが2台、3台、寄らせていただきたい。だけど、お断りをしなければならない。なぜかと言うと、トイレの対応ができない。やはり、これは先ほども、いわゆる活性化の中でも申し上げましたが、52号の、この30キロの距離の中へ、広場とトイレは観光の絶対条件、受け入れの絶対条件ではなからうかと思うわけです。では、この先の塩の華、それから富沢の道の駅、あそこもバスが寄ります。しかし、や

はりそうした拠点をつくることによって、観光と同時に地域の活性化につながり、また、まわりの地域住民の、いわゆる農業意欲にしても意欲がわく政策、これは立派な建物を造ってくださいと、私は決して言いません。だけど、そうして、観光を呼び込むには、まず第一に広場とトイレを造ることが大前提だと、こう思います。

また、先ほどの課長の答弁の中で、身延山の話もありましたが、今現在、身延山、たしかに五重塔が完成して、おおぜいの参拝客がおいでのようです。しかしながら、大型バスで駐車場まで乗って行って、あそこから完成した昇降エレベーターに乗ってお参りをし、そしてまたバスへ乗り込んで、門前町は素通りだと。あの昇降エレベーターが出てからというもの、おそらく門前町の活性化自体は、本当になくなったのではないかなと、私は思います。

そこはやはり、町で直接というわけにもいかないと思いますが、身延山、それから門前町、行政とで、大型バスの乗り入れ規制等をして、やはり門前町の活性化策を講じることも、これからの町の観光として、一番、必要なことではなかろうかと。身延山は宗教法人ですから、町へは、あまり恩恵がございません。そうした面からすると、門前町の活性化こそ、これからのまちづくりにつながっていくのではなかろうかと思うわけです。

また、下部温泉郷にしても然りです。温泉郷へ入っていくと、あれは個人の建物だから、行政で潰すわけにもいきませんが、やはり、この景観については町で通告を出すなり、なんらかの対応をしてこそ、温泉郷としての景観が保たれるのではなかろうかと。やはり、そうした、人を呼ぶということは非常に難しい面もあるわけです。そういう中で、行政として、今後のこうした対応をどのようなお考えでられるか、伺います。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

町内において、観光地を抱える身延門内地域および下部温泉郷には、地元の活性化について検討する委員会があります。門内には門内活性化委員会がありまして、山梨県県土整備部の協力をいただきながら、門内地区の電線の地中化、軒下配線について、また駐車場の確保等についても、現在、検討しております。

昨年は、京都の花見小路通りに視察に行きまして、質の高い景観づくり、また道路空間を形成するためには電線地中化が最低限必要であり、加えて道路も整備することが必要だということを実感してきたところであります。

下部温泉には、下部温泉郷魅力づくり協議会がありまして、ここでは平成21年度から23年度まで、山梨観光地経営支援事業に取り組み、県また町から支援をいただく中で、下部おもてなし事業、下部ミニツアー事業、下部着地型旅行商品開発事業、魅力づくり支援事業、先進地視察事業等の各事業に取り組んでいます。

昨年の事業を見ますと、11月26日のいい風呂の日をスタートに、明かりのイベント事業を実施しました。毎年26日には入浴無料協力施設を募り、現在も実施しております。また先進地視察事業については、今後の下部温泉郷の魅力づくり事業の参考とするため、山梨県の商品を置いている東京都内のアンテナショップをまわり、今後、商品を置いてもらえないかの交渉をしながら、商品の展示の仕方、販売方法などを研修してきました。

さらに下部温泉来客者につきましても、下部着地型旅行商品開発事業で、湯之奥金山と砂金取り体験ツアー、身延山周辺散策ツアー、ホテル鑑賞ツアー、身延山五重塔夜桜見学ツアー、

曙大豆収穫と味噌作り体験ツアーの5つのツアーで、延べ2,400人の実績がありました。

今後も、これらの団体を核にそれぞれの地域の持つ課題に取り組んでいけるよう支援し、また誘客につながるよう努力したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

非常に長々と答弁をいただいたんですが、できるだけ答弁は的確に、手短かにお願いしたいと思います。

それでは、次の情報通信施策について伺います。

情報技術も非常に進展をいたしまして、テレビもアナログからデジタル放送へと変わる時代になりました。そこでインターネット通信について、光ファイバーなどの情報通信化時代、今後、町として、この光ファイバー施設へのお考えはどのような考えで計画されているのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは情報通信、光ファイバーの施策について、ご回答を申し上げます。

近年、情報通信技術が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活や地域社会の諸活動においても情報化が不可欠なものとなり、さらに高速化も重要視されています。

このような中、本町においても以前、町内全域に光ファイバーを整備した場合の費用を試算したところ約25億円となり、本町の財政状況等を考えた場合、整備は無理との判断をしております。しかしながら、最近、身延地区および中富地区のCATV企業が光ファイバーを使った、高速インターネットサービスの申し込みを開始しました。また下部地区全域では、現在、町の事業により光ケーブルの布設替えが進められていますので、今後、随時、町民の皆さまの申し込みにより、高速インターネットが使用できるものと思われま。

なお、CATV企業のケーブルが布設されていない地域の皆さまには、大変ご不便をお掛けしておりますが、今後、地域の皆さまの要望等があれば、皆さまとともに企業に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、答弁をいただいたんですが、結局、今現在、進められておられるのは、言うなれば、中富で言えば、国道筋が民間企業によって布設されていると。だけど問題は、やはり先ほども、ちょっと限界集落の質問がありましたが、山付きこそ、こうした施設が必要なんです。やはり、これからの若い人、年寄りにしてもそうですが、せっかく来ても、光も入っていないのかというような状況では、地域の活性化にもつながらない。これを進めていく、やはり行政としての施策というものは、町民が喜んで住める施設、地域づくりをすることが一番、必要ではないかと。

それから今、課長の答弁ですと、今後、そうした地域においては加入者と相談の上という答弁がありました。もし加入者からご相談があった場合、町として助成・補助する気持ちがあるか、このへんを伺っておきます。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

助成補助の考えは、今のところはございません。ただ、地域の皆さん、おおぜいの皆さんが引いてほしいという要望が出されれば、私たちも一緒に企業のほうに働きかけをやってまいりたいと思います。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

分かりました。それでは、次の質問に移ります。

この統廃合問題は、もう本当に前々から、同僚議員が何名も質問されております。本日も、私の前の渡辺議員も質問されているわけですが、この問題については、私も初めて質問をさせていただきます。

まず平成19年3月定例会において、身延町立小中学校の統廃合設置審議会条例が制定されました。この中で、一応、制定に向けて、その議会に、いわゆる審議会には、私は賛成しますよと。しかしながら、審議会を進行していく上においては、地域住民にも説明をしながら審議会を進めてほしいと。私は条件付けたわけです。議事録にも載っています。しかしながら、この答申が、いわゆる説明も話もなく、20年8月22日に審議会からの答申がなされた。そこで行政側でも、この答申結果に基づいて、各地域で説明会を開くような状況で、今までできております。

ここで、私が今、申し上げましたように、あくまでも答申結果を尊重し、進めるのか。もう1点は、この答申の1中2小という問題。この1中2小を、私自身の気持ちとすれば、1中問題を先に進めることによって、小学校の統合が結びつくと。2月に鴨川へ、議員、町長も行かれましたが、表敬訪問しました。市庁舎の裏で工事が盛んに行われておりましたが、あの工事はなんですかと。中学校の統合に向けて、今、工事が進められていると。やはり中学校1中という問題においては、多くの町民が、ある程度は納得をされておられるように私も受け止めております。しかしながら、前期・後期に分けての小学校の統合というのは、非常に地域としていろいろな問題が生じてきているのが現状だと。

例えば中富地区においても、いわゆる静川小学校と西嶋が統合だと。原の人たちに言わせれば、私たちは下山の小学校なんて行かないよということを言われるんです。では、中学校を統合した場合、中富中学校はどうなりますか。あそこへ身延中学校がくるのであれば、私はそんなことを言いません。しかし、身延中はおそらく、今の身延中へいくか、それとも下山あたりに新しい中学校を建てるか、それはまた、行政側でどういうお考えであるか分かりませんが、今の中富中学校は中学校が統合すれば、空いてしまうわけですね。今の中富町内の3小学校の地域の人、父兄の人、大多数が中富中学校へ3小学校を移すことは、おそらく理解してもらえると、こう私は思うんですが、そのへん、行政側ではどのようなお考えでおられるか。教育長、答弁を願います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

委員長の答弁でございましたように、まず前期計画をしてから、その次の方針に入るというのが、うちのほうの今のスタイルでございまして、そのことをよく、説明会でも聞かれますけれども、私たちが歯がゆい思いをして答弁をするんですけど、実際の話、その後期計画というのは白紙でございまして、前期を傾注してやっていきましょうと。とにかくやっていって、その次の後期計画について考えましょうと。ご存じのとおり、答申というのは、法律ではございません。計画というのが、教育委員会の役目でございまして、これをもって町長に提言し、町長が提案すると。そして、議会の皆さんの同意を得て、議決を得て、その次の段階に入るといのがスタイルでございます。

これらのことを考えますと、今言われたような、どう思うかと言われても、ここでは答弁ができないですね。そのへんがまた歯がゆいところでもございまして、個人的にはこうだと思の人がいっぱいいると思いますけども、そういうことは、まだうちの委員会でもそんなことは全然ふれていないし、そのへんのことはご勘弁願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、教育長から答弁をいただいたんですが、やはりこの審議会の結審をあくまでも尊重し、それを崩さないということであれば、これはちょっと問題があるかと思うんです。というのは、審議会というのは、それは決定ではないんですね。これをもとに町民、また行政、また議会等もいろいろないい案をもって、最善を尽くしていくと。これが一番の、いい結果を生むことだろうと思います。

今、私になぜ、1中を急げと言ったかといいますと、それでは、この前期・後期に分けた10年間の計画を、7年、8年に短縮して前倒しして、中学校の統合と併せて小学校の統合をもっていくんだというような方向にすれば、前期計画、後期計画、いわゆる今の統廃合は子どもたちの数合わせ、いわゆる複式解消が一番の狙いだと思うんですが、ただ教育というのは、そういうものではないと思います。身延町教育、中学校を1校にするんだと。小学校は3校にするんだと。このビジョンとして、これからの国際化に備えて、英語教育はどの町にも負けないような教育体制を整えるんだというような考えを持った中で、統廃合を進めていく。これこそが、町民が手を叩いて喜ぶと思います。

あくまでも、この審議会答申に基づいて、統廃合を進めようということであれば、私をはじめ、町民で多くの反対者もあろうかと思えます。その点もやはり、行政側でももう少し真剣に町民の声を聞き入れるような形こそが、これからの統廃合の進め方ではなろうかと思えますが、今後について、詳細な計画はどのような考えをお持ちであるか、伺います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

前期計画については、保護者をはじめ関係者の大きなご理解とご協力を得る中で、身延小学校、それから中学校については本年の4月1日に統合が実施されており、また下山中学校、身

延中学校につきましては、平成23年4月1日の統合が決定されております。今後については、西嶋小学校、静川小学校の統合実現に向け、関係者のご理解を得る取り組みを、さらに進めていきたいと考えております。

なお、今後の詳細計画については西嶋小学校、静川小学校の方向性を明確にした時点で、次の検討を始めることとしており、現状、詳細計画というのは白紙になっております。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

時間は、あと10分です。

○12番議員（川口福三君）

統廃合に向けては、先ほど申し上げましたように、中学校を1中にするのに、1中をどこに置くかということが、まず第1点だと思います。いいですか。今の身延中学校を1中にするのか。それとも下山の小学校と隣接したところへ1中にするのか。そのへんの、いわゆるしっかりした計画をもって進めないと、最終的に小学校だけくっ付けて、中学校の統合になったら、またゴタゴタするような結果になるわけですよ。そしてまた中学校をもし、万が一というか、下山へつくるという計画であれば、単年度予算ではとてもできないわけですよ。20億円、30億円の金を。やはり、これが行政の仕事であると思うんです。計画を。単なる答申に基づいて、いわゆる前期計画だ、後期計画だなんて進めることよりも、今言ったように、1中をどこにするか。それをまず基本に考えた上で、この計画を進めていく必要があると、私はこう思うんです。

こうした点で、やはり今度、残された、いわゆる廃校舎の問題、そのへんは教育委員会部局だけでなく、行政の側でも当然、お考えであろうと思いますが、廃校後の校舎の利用計画をどのような計画を持っておられるか、伺います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

お答えします。

廃校校舎の取り扱いにつきましては、老朽化の程度とか施設の規模、立地条件、敷地面積、また当該施設の利用規模の有無等、多くの要素がございますが、維持管理や収支見込み、後年度の費用負担等を含めて、総合的に検討する必要があります。こうしたことから、町内では関係課による検討を進め、併せて地域の方々のご意見等も伺い、方向性を出すべきだと考えております。

なお、旧豊岡小学校の校舎については、現在、その検討中でございます。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この残された地域ですね、どういう形で統合が進められるにしても、校舎は誰もいない、その地域の衰退、それはやはり教育行政だけではなくて、町全般の行政の中で、活性化策につながるような方向を築いていくことが必要であろうと、こう考えますが、そのへんをもう一度、執行部でもって、いい案をもって進めていただきたいと。

時間が押し迫っておりますから、次の質問に移ります。

行財政改革の中で、経費の節減については努力をされておられるようですが、まず公用車の購入について、車種の選定等はどのような形でもって進めておられるのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

公用車の車種の選定ということでございます。

平成21年度の公用車の購入、本町で4台、軽自動車を購入いたしました。この財源につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金があり、この事業に基づき、公用車を更新したものであります。平成21年6月定例議会で、ご議決をいただいたところでございます。この交付金は地球温暖化対策等の、将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資するための事業であり、本町で公用車を更新いたしましたのは、この中の地球温暖化対策として、老朽化した公用車を環境負荷の少ない公用車に更新するための、公用車の購入を交付対象とさせていただきます。

このため、平成22年度燃費基準25%達成車および平成17年排出ガス基準75%、低レベル4つ星車を選定させていただきましたため、グレードの高い車を購入することとなりましたことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、財政課長のほうから答弁がありましたが、とにかく公用車を、皆さんが自家用車を買入れるのと違ひまして、やはりあまりグレードの高い車を選定することは、ちょっと差し控えていただきたいと思います、このように思います。

それから消防車の購入についてですが、まず、いわゆる今の可搬式の消防車、今、車両価格の3倍をかけた改装費がかかっているわけです。ですから、大体、1台、仕上げますと700万円から750万円、車両価格がいくらかという、230万円か240万円。しかも230万円か240万円はディーゼル車。ガソリン車は、まだ30万円ぐらい安いんだと。町でも10何年経った消防台車を、今年、切り替えをしました。この車の実測走行を見ますと、走っている車で6千キロ走っていません。ほとんどの車が5千キロ台。そうした自治消防にとってはなくてはならない装備品ではありますが、いわゆる車両にそれだけ改装する必要があるか。私も商売が商売ですから、自分のところでも何台か、可搬式に改装した過去がございます。

その分団で県大会へでも出るのであれば、飾り立てたよその町に負けないような消防車も必要でしょう。だけど、かえて、あまり飾り立てた可搬式の消防車ですと、たとえ、その集落に火災が発生しても、いわゆる消防経験者でありながらも、行って、その車の扱いもできないというような結果にも陥ります。

かつて旧中富町地域で、曙地域で山火事が発生しました。しかも遅滞の消防の台車を持って行って、消防団員が来たときは、もう、ホースが接続されて水を出すばかりだと。本当に初期消火で、大火に至らなくて消した過去がございます。しかし、今のような、装備をあれだけ飾り立てた消防車であれば、そのような操作ができないんですね。自治消防の一番の基本は何かというと初期消火。火事は、とにかく3秒だといひます。やはり、そうした対応ができるよ

うな設備をしてこそ、ましては経費も削減できると、こう思うわけです。このへん、やっぱり、消防の可搬式の車両切り替えについては、行政側では誰がそういう判断を下すのか、お願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

原案的には、総務課交通防災のほうでしまして、その原案をつくる際には、その車両の必要とする地域の地形と、また、その車両を格納する建物のスペース等々、また、その集落等が、細い道がたくさんあるところについては延長ホースが付けられるような装置とか、そういったものをふまえて、原案的にこういった車両がいいんではないかということをして、最終的な判断は町長にさせていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、総務課長から答弁をいただいたんですが、先ほど申し上げましたように、その消防車が、あまりキ口数を走るようなことがあっては、もちろんいけないわけです。だけど、かといって、走らない車を、そこまで金をかけて飾り立てる必要があるかということなんです。これもやはり、皆さんの尊いお金なんです。1台、いわゆる、そういった面を細かく削減することによって、200万円、300万円の金が別のほうへ使えと。そのへんも十分検討されて、今後の行政運営をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で川口福三君の一般質問が終わりましたので、川口福三君の一般質問は終結いたします。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時20分

平成 2 2 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

平成22年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成22年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続調査

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程

追加日程第2 追加提出議案の説明

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑

追加日程第4 追加提出議案に対する討論

追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、2名が行います。

まず1番は、通告3番の野島俊博君です。

野島俊博君、登壇願います。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

通告により、一般質問を行います。

初めての質問で、大変、今、緊張しておりますが、言葉にも十分注意をしながら、一生懸命、行います。よろしく願いいたします。

質問の内容であります。大部分といたしまして、行政改革集中改革プラン、第4次改定版についてであります。その中で1番といたしまして、プランの目的と意義について。2番といたしまして、財政基盤の構築について。3番目に、町の活性化の推進について。以上3点について、お伺いいたします。

早速、質問に入ります。

まず、プランの目的と意義についてであります。総務省が行政改革プランの推進のため新たな指針を示し、当該自治体の行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、1.事務事業の再編、整理、廃止、統合。2つ目に、民間委託等の推進。これは指定管理者制度の活用を含む。3つ目に、定員管理の適正化などをはじめとした9項目を中心に平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの取り組みを住民に分かりやすく明示した計画を公表するよう求めています。

本町においても、平成17年12月に策定した行政改革大綱に定めた3つの基本方針、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実に基づく130余りの項目を定めたもので、平成17年から平成21年までの5年を計画期間として、1年ごと、PDCAをまわし、継続的な改善に努め、その結果をホームページにて町民の皆さまに公表。しかしながら、130項目余りの取り組みの目標値が、数値の場合は進捗状況もよく分かるのですが、検討しますとか、必要性を調査等の表現では進捗度が分かりにくいと考えます。

そこで、町長から3月の第1回定例会で示された施政方針の中で、国から示されたプランを

もとに、これまでの取り組み等をふまえとありますので、この集中改革プランの総括をお願いいたします。また全体の進捗度はいかがなものか、お示しをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、野島議員からお話がありましたとおり、平成17年12月に策定しました身延町行政改革大綱の目標である小さくて効率的な役場経営を目指して、具体的な取り組み内容を示した集中改革プランは、137項目と広範囲な取り組みとなっております。

集中改革プランは、PDCAサイクルに則って、行政評価の仕組みを導入、毎年、計画・実施・評価・見直しを続けており、その結果は町のホームページや役場の各支所、各出張所、図書館で閲覧が可能となっておりますことは、おっしゃるとおりでございます。

集中改革プランの総括につきましては、6月の出納閉鎖を待ち、着手したところでございます。取り組みの中で、効果が挙がっている部分については、職員の意識改革に伴う行政経費の削減や事務事業の見直しによる経費の削減等が挙げられます。それぞれの削減額等につきましては、9月ごろ公表を予定しておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。また、職員につきましても37人の減で、人件費の削減額は累計で3億5,800万円となり、さらに副町長を置かないことで、年間約1,300万円もの経費の節減になることも事実でございます。

なお、副町長に頼りがちであった町の幹部職員もみずから考えることで、職員としての資質が磨かれる、こういう効果も考えられるところでございます。

次に課題を残したものについてですが、補助金等の適正化については、現在、鋭意、努力中であり、公民館の運営方法については、おおむね達成をされましたが、一部町民の皆さんに直接関わりのある部分について、なかなか調整が難しく未達成となっております。また電子自治体の推進、積極的な情報公開、各種審議会等の活性化などは、一部不満足な部分もございます。これらは今後、新たな行政改革実施計画に盛り込み、積極的に取り組む予定でございます。

なお、全体の進捗状況につきましては、おおむね3分の2程度が実施済み、または達成済みになる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

分かりました。

次にホームページ上で、町民の皆さまに、ご意見があればお願いしますとのことですが、これについて、何件かありましたでしょうか。あれば、それを集約されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

本町の行政改革に対する意見を、今年の1月、町のホームページと2月号の広報みのぶで募集いたしました。その結果、8名の方々から20項目余の意見が提出されたところでござい

ます。すでに第2次大綱にも役場機能の集約など、表現方法は違いますが、反映をさせていただいたもの。本年度の施策として、児童生徒の町営バスの無料化など実施したものもありますが、今後、行政改革実施計画などに織り込むことがベターな意見については、その方向で考えたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

よく分かりました。

次に集中改革プラン、4次改定版において、平成21年9月策定とありますが、2ページ目に未着手、検討中、取り組み中、完了の評価がされております。今後において、9月分以降の評価分が、これらに取り組みをされるのか否か、この点についてお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

集中改革プランにつきましては、先ほどお話をしましたとおり、PDCAサイクルに則って見直しを続けております。毎年9月の議会に策定した計画を報告し、その後も実施・評価・見直しを行っております。したがって、10月以降についても当然、見直しをするということでございます。したがって、現在、第4次改訂版の評価を行っているところでございます。

なお、計画の最終年度でありますので、総括も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

私が思うには、これだけの素晴らしいプランをつくり上げ、実施しているのであれば、第三者に評価をお願いする前に、これらを取り組んでいる皆さんが、職員がチェックシートかなんかをもちまして、お互いに監査をし合う、いわゆる内部監査方式ですね。こういうことをやれると、まだいいではないかと、こんなふうに思いますけども。例えば、決められたことがきちんと機能しているかとか、また運用されているか、行われているか、進捗度はいかがか、遅れはないか、不備が報告された際、システムの構築があれば、それがどのように機能していたかを見るために行い、是正措置を加え、フォローアップまで行うことによって、不備に対する再発防止に効果があると思います。

このようにしていくことによりまして、お互いの仕事が把握でき、仕事の幅も広がりまして、1人2役、いわゆるダブルスペシャリストの養成にもつながっていくのではないかと思います。そして課全体の活性化にもなり、やらされているから自分たちがつくり上げていくと、そんなふうな意識も芽生え、意識改革にもつながっていくと思います。

ただ、この130項目というのは余りにも多すぎて、なんか、先ほどの進捗を聞いていますと、自分たちの首を絞めていくような形にもなりかねませんので、130ではなくても、80とか70とかでも、できるものをしっかりやったほうがよいのではないかと、そんなふうに思い

ますけども、ぜひひとつお願いをいたします。これから、やり残したものはないか否かをしっかりと把握して、次につなげていく必要があると思います。

また、コピー用紙の使用の削減で、経費削減に取り組んでおりますが、これをさらに進めるにあたって、職員の家族の皆さんも含めて取り組めば、さらにいい活動になるのではないかなと、こんなふうに思います。

理由は、たとえ、この1枚のコピー用紙でも、その1枚を節約と考えますと、例えば職員の方が230名、その家族が4名、さらに町民の皆さまに発していきますと、年間には相当量の削減になります。そのコピーの削減というのは、例えば上からきますと、原料の木の伐採、これが少なくなるということですね。それから木を切るときの、チェーンソーの燃料代も少なくなる。それから木を取り出す、トラックの台数も減らせると。加工時の化石燃料、電力節減、廃棄物減につながって、大変な省エネ活動になりまして、経費節減と省エネと一緒にできると、そういうふうな一石二鳥になりますので、どうかひとつ、こういうことも頭に入れて、今後やっていてもらいたいなと、こんなふうに思っておりますけども、町職員の取り組みが、さらに輪を広げて、地球規模の取り組みになっていくことを望みたいと思います。これはひとつ、参考にしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

集中改革プランに従っての展望について、お伺いいたします。

先に示されました平成22年3月策定、行政改革大綱、第2次の中に5年間の成果、課題をもとに行財政改革を継続とあり、推進体制も期待されており、その上、理念、目標、方針が掲げられ、やすらぎと活力ある開かれた町を目指していることが、よく分かります。第2次行政改革大綱を遂行するにあたって、集中改革プラン諸施策の徹底はいつになるかをふまえ、今後の展望について、お示しをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたしたいと思います。

身延町行政改革大綱の第2次を策定し、同3月の議員全員協議会において内容をご説明申し上げたところでもございます。大綱の策定過程において、町の総合計画や各種行政改革をもっと意識してうんぬんと言われておりますが、スクラップ・アンド・ビルドを継続的に行うこと。少ない経費で最大の効果をあげることを努力をなささいというようなことをいわれております。

したがって、今度の大綱に新たな基本理念としては、知恵と工夫による地域の発展を加えることといたしました。この推進項目は、意識があっても行動が伴わなければ、意味がないからでございます。職員の意識改革から職員の行動改革の推進へと、一步踏み出した表現にして、これを民間企業の効率化を目指す改善の手法も導入することと決め、さらに目まぐるしく変化する社会情勢を考えて、取り組み期間を3年と短縮をいたしましたところでもございます。

これらについては、現在、改革プラン総括と並行しながら庁内で検討しておりまして、行政改革推進委員会の協議を経て、9月に公表をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1 番議員（野島俊博君）

この第2次行政改革大綱を読みましたんですけども、今の町長がお示ししていただいたことを聞きますと、これ以上のことを今、示していただきましたので、よく分かりました。

さて、第2次行政改革を進めるにあたりまして、まず考えていかなければならないことがあるのではないかなと、こんなふうに私は思います。それは、町民満足イコール職員満足と考えていただくと。職員が使命に燃え、達成感や満足を感じることができずに町民の満足は得られないと思います。今回、示される集中改革プランの戦略に住民サービスの点で施策を講じていただきまして、町民の皆さまのものさしで推進していただき、行政サービスの不満をなくしていくことも考えていかなければならないのではないかなと、こんなふうに思います。

例えば、職員の皆さんが一生懸命やっていますよね。ただ、今の玄関から入ってきますと、皆さんが横を向いていらっしゃるんですね。声を掛けると、横目で見られると、ちょっと来た人は引っ込み思案になってしまうんですね。そういうこともふまえて、1つの窓口で用件がすまないとか、担当者が不在で用事が足りないなどということ、町民の皆さんに気付かないところで、不愉快な思いをさせているかもしれません。そんなところで、こんなところも改善していく必要があるのではないかなと思います。

また、役場に来られる町民のために、入り口に案内を置いて流れをスムーズにするということも、また、いいことではないかと。また、職員も生身であれば、病気で休む場合もあり、また家族の人が病人であれば休まなければならない。そういうふうなこともありますので、そんなときの職員のためにも、町民のためにも一週間ぐらい休んでも、仕事に影響を及ぼさないための体制づくり、先ほども言いましたけども、1人2役の養成も肝要かと思っております。ちょっとした親切、思いやりというのは、大変、これはうれしいものです。

また目標ですが、なるべく数値目標にしたほうが、町民の皆さんにも分かりやすいと思います。特に省エネは数値目標になっていますが、さらにこの比較としての数値のために、原単位で設定をしていただければ、より一層よく分かりまして、地球が満足する環境づくり、すなわち地球の満足、自分たちの満足として捉えていけることができると、こんなふうに思います。

そのように考えれば、やることはいくらでも出てくると思われますけども、どうかひとつ、こういうことも考えていただいて、全員が同じ目標に立って、まい進することが必要ではないかなと、こんなふうに思います。

さらには、経費削減とか職員の意識改革の中で、職員の町内全域施設研修が挙げられております。このことは大変、重要ではないかなと、こんなふうに思います。現地現場へ出向いて、見るもの、聞くこと、万物これみなわが師であり、生きた勉強ができるのではないかなと。

私も新米で、今、あちこちへ行っておるわけですけども、ちょっと、そのへんのところを聞いていただきたいんですけども、下山の上沢のつくしの会というんですかね、その民生委員さんを中心に健康リズム体操で、特に車イスで参加の方もおられまして、意外に先輩の男性の参加も多くて、みんなで一緒に健康の自己管理をされていると。

特に指導者、参加者が一体となって音楽にのって、頭を打たないように、また転んでもすぐ手が出るようにと、そういう予防も兼ねたリズム体操も、心の健康も併せ持って、医療費削減にも大いに、今後、役立っているようなことを展開しております。

また、ちょっと私の地元の話で申し訳ないですけども、大河内地区の丸滝区の桜井へ行きますと、非常に空も広く、眼下を見ると梅平が一望できるんですね。ちょっと目を上げると、

身延山がよく見えると。非常に風光明媚なところでありまして、そこに桜でもあれば、なんか観光に、いい資源になるんじゃないかと、そんなふうな、私があちこちを見て歩いた感想がございます。

その反面、やっぱり年を重ねていくと、下におりるのも、やっぱり車でおりるのもままならないと。なんとかデマンド交通をとの要望も多く寄せられております。特に大河内三山、垓とか大崩、椿草里、大垓へ行きますと、普段でも落石が多くて大変、危険であります。今にも落ちそうな石がむき出しになっていたり、これで東海地震でも起これば、まず孤立して通信が途絶えてしまうと。その際に、安否確認をどういうふうにしたらいいかなど。そんなふうなことも、やっぱり問題点が出てきます。

それと、住んでいる人は病院へ行くために高いお金を払って、タクシーで病院に行ったり、男性は車で下におりていっているようなんですけども、やはり年を重ねて、車で行くのもだんだん大変になってくると。そんなふうなこともあります。ここでも、またデマンド交通、月に1回でもいいから、なんとか通してくれと。それに代わるものでもいいから、下に1回でも、来ていただければありがたいと。町長さんが常に、ちょっと聞いた話がありまして、困っている人を放っておかないのも政治の仕事だということで、これは私も非常に、いい言葉だなと思って、これから今、一生懸命、そういうことについてやっていきたいなと思っていますけども、ぜひ、そういうところで、なんとか、こういうところにも支援をお願いしたいなと。

それから小さき花子ども園、ここに園児2名と小学校の方ですね。そういう方が、働くお母さんのために一生懸命、尽くしている状況を目の当たりにいたしますと、何か支援ができないかという気持ちも持っています。

視察研修でどのように見て、どのように感じるかは、これは十人十色であるかもしれませんが、どのように見ても間違いではないということですね。したがって、そのレポートを上司が、それを確認した折に、このような見方もあるということをお教えしてやることもひとつ、肝要ではないかなと。

これからを担う若い職員を、ぜひひとつ育ててやってほしいと思います。特に復命書にレポートの提出、評価の問題点の中に視察して感じたことなどを施策につなげられるよう、レポート作成を加えるとありますが、これはぜひひとつ実行していただきまして、生きた勉強をさせてほしいと思います。このエネルギーをまちづくりに生かしてほしいと思います。これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

2番の、財政基盤の構築についてお伺いたします。

人件費の考え方についてお尋ねいたしますが、人件費の比率の増大というのは、やっぱり財政の硬直性をもたらすと。たしかに、この人件費が公共サービスの主要なコストである以上、無駄があってはいいはずがありません。最大限の知恵を絞って、効率的に活用することが求められます。

反面、若者や住民に希望を与え、安心して働ける環境をつくり出すため、必要な人件費は確保しなければなりません。私も民間で、40年ちょっと働いてきたんですけども、そこまでの間、今から言うことをちょっと、勉強したんですけども、経営に関わる業務等を管理し、お客さまのものさしによって文書等を管理して、誰が行っても一定水準の良品を得ることによって、よい品物を安く、安心して使っていただけるものを提供することにあります。

お客様のニーズに合った製品、そして安心して使っていただく製品を提供することで、信頼関係の構築、満足度の向上に努めます。要するにお客さま満足、従業員満足と考えまして、従業員が使命感に燃えて、お金、お客さま、仕事、人材で重要な目標をバランスよく定め、会社の戦略を実行し、利益を得て家族、社会、会社への貢献を果たしていくことが重要になってまいります。

そんなことを考えますと、仕事はお客さまのために働いて、給料はお客さまからいただいているというように考えます。つまり一分一秒が人件費と考えますけども、この点で、町のほうでは、どのようなお考えを持たれているか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるとおりでございます。私どもの人件費の財源も、町民の皆さんからいただいている、このことを職員一人ひとりに再認識し、仕事をする目的は何かをしっかりと感じてほしいことは、言うまでもございません。そのことは常に申し上げておりまして、徐々にではありますが、浸透してきたかとも思っております。

職員に対しては、このくらいのことは言わなくても分かるだろうというような気持ちで1年過ぎましたけれども、早期に効果を挙げるには、やはりその職員のために、あるいは町のために、なるべく口に出して指導をしていくように考えているところでもございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

同じ考えで、本当にこれは、うれしく思いますけども、ぜひひとつ、こういう考えのもとに、職員の皆さまを育ててやってほしいなど、そんなふうに思います。

次に人件費削減において、いろいろな施策が講じられております。残業削減とか、自己裁量の残業も削減していると。その中で、フレックスタイム導入の成果をちょっとお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

フレックスタイムにつきましては、結果でございますので、総務課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

フレックスタイムにつきましては、時差出勤制度ということで、19年10月から始めましたけど、もともとは、職員の過重労働の防止と健康管理のためが謳ってありますけど、内容は先ほど、野島議員がおっしゃったように人件費削減、その人件費削減の工夫、努力次第で削減できるのが時間外手当、超勤手当だと思います。その一環ということもありまして、時差出勤制度、フレックスタイムということで導入しました。

19年10月からスタートしまして、実績としましては19年度が63回、20年度が78回、

21年度は72回ということですが、このほかに生涯学習課図書館担当につきましては週2回、遅出の当番ということで、普通の場合は8時半から5時半ですが、遅出ということで10時半から夕方7時半ということです。これも時差出勤制度の一環ということで、図書館担当につきましては、年間を通じて、そのような形の勤務体制で勤務をしております。

先ほど、今年度、若干、下がりましたけども、成果につきましては、現状、横ばい状態だと思いますので、また今までの経過を反省する中で、早ければ来週の課長会議、遅くとも再来週の課長会議を通じまして、さらにこの時差出勤制度、フレックスタイムの制度を職員に再度、周知徹底して推進するつもりであります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

このフレックスタイム制を導入するにあたって、今ちょっと、お話を聞くと、夕方のほうの部分に、フレックスのタイムを設けているということなんですけども、特にこのコアタイムというところは、設定はないということですか。要するに、必ず出勤しなければならない時間帯の設定はないということですね。そういう設定ではなくて、あくまでも夕方のほうの時間で。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これにつきましては、例規集にも載っておりますけど、勤務時間型ということで、AからLまでありまして、基本的に8時間勤務ということで、一番早い勤務時間は午前6時から午後3時まで、それがAタイプ。それから、Bタイプが午前7時から午後4時。それから30分おきということで、7時半、8時。そして正規が8時半から5時半。そのあとが、また30分刻みで、午前9時半から午後6時半。そして午前10時から午後7時。そして先ほど言いました図書館担当なんかは、Gタイプということで、午前10時半から午後7時半。そして会議等で、もう少し時間がかかりそうというようなときは、11時出勤して午後8時。そして、そのあと、まだ11時半から8時半。そして正午から9時。そして午後0時30分から午後9時半。一番遅いのが午後1時から午後10時、L型ということで設定をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

よく分かりました。

次の質問に移ります。

次に定員管理についてですが、職員数の状況の中で、年齢別職員構成を見ますと、平成21年4月1日現在、24歳から27歳が9名、20歳から23歳が1名、20歳未満が0と、27歳以下が極端に少なくなってきております。平均年齢を見ますと、当町は42.7歳で、山梨県類似団体と比較しても、これは下回っておりますけども、このことから、先を見据えたときに、この職員数から、今後、業務遂行に支障を来たことが考えられるのではないかなと、こんなふうに考えます。

人口1千人当たりの職員数は類似団体、全国市町村の平均、山梨県市町村平均をいずれも上回っておりますけれども、しかし、この年齢構成の面から判断すると、先々、職場経営に心配な面があります。この点につきまして、今後、適正管理をどのように進めていくか、お示しをお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まさに議員がご指摘のとおりでございます。先々の行政運営には不安が残るところでもございます。数字につきましては、おっしゃるとおりですけれども、平成17年に定員適正化5カ年計画というのを立てていただきました。そして合併当時、269人おった職員が、その計画を立てた時点で259人。計画目標の今年4月1日現在では、39人少ない230人という計画でございましたが、現実には、その計画より、さらに8人少ない220人になったところでもございます。

それから若年層が非常に少ない、不安である。今後、どうするかという部分ですけども、それら長期的なことも視野に入れて、第2次として、本年度中に平成27年の4月1日を終期として、5カ年の計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

人口の推移ですね、平成14年10月、将来構想により調査研究報告書、これは合併のときの数値なんですけども、2015年には総数が1万3,311人になるよと。その中で、15歳から64歳が7,263人と。今現在が8,300人ぐらいというような予想だったんですけども、これが2020年には、15歳から64歳、働き手があるところは6,357人という予想がされております。

こういうようなところを見ていきますと、本当に、今、町長さんがおっしゃったように、このまま進めていいのかどうかというところは、ちょっと疑問が残っておりまして、特に若い人、これから行くと、働き手も少なくなっていくということですね。そうすると1千人当たり、いくらにしていくかということも、そういうことも併せ持って考えていかなければならないと。特に、非常に今、合併のあとで多いんですけども、これからいづれ、そういうことで、働き手は少なくなっていくますし、75歳以上もちょっと増えてくるというようなことで、非常に心配な面があるわけですけども、非常に難しいこととは思いますが、やっぱり、こういうことをしっかりふまえて、第2次行政改革のほうで盛り込んでいただければなと、そんなふうに思います。

そこで、次にちょっとお伺いしますけども、この行政改革プランに挙げられている職員の定数管理において、平成22年度はじめに採用2名となっておりますけども、実績は4名の採用ですが、この理由をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

計画では2名ですけども、先ほどから申し上げているとおり、中長期的視野に立って、将来の身延町のために、町としての基礎体力をしっかりと付ける必要があるだろうということで、4名を採用させていただいたところでもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

分かりました。したがって、今後は雇用延長という面からも考えていかないと、ちょっと無理ではないかなと思いますけども、その点もふまえて、やっぱり一生懸命、考えていただきたいと、こんなふうに思います。

次の質問に移ります。

次に官民の役割分担について、お伺いいたします。

行政改革大綱、第2次において住民との協働の必要性が挙げられております。また集中改革プランにおいても、まちづくりの町民参画の推進が掲げられ、まちづくりは住民の参加や協働なしには成し得ない、そんなふうに考えます。つまり、まちづくりにおける住民との協働をシステム化として、確立する必要が急務であると考えます。

そこで官民の役割分担ですが、1つ目は行財政運営システムの改革ですが、民間の経営理念やノウハウをまちづくりに生かして、さらなる効率化、または簡素化を図るため、行政と町民の役割を明確にする必要があると考えますが、この点につきまして、取り組みをお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まさに、議員がおっしゃるとおりでございます。官民の役割分担につきましては、肥大化した行政の役割を町民の皆さんやNPOなど、町民活動団体、民間企業の皆さんとの関係をどうようにするのかという見直しをするところにあると思います。これまで総じて、高度成長期には行政の提供するサービスも、あれもこれもと、質的にも量的にも拡大をさせていただいた時期もございました。しかしながら、ご案内のとおり、国・地方ともに厳しい財政状況の中にあっては、これからは、あれかこれかと選択せざるを得ない状況になってきておるところでございます。

今後、公共サービスの担い手は、行政だけではないといった視点に立ち、行政の担うべき役割を見直し、町民の皆さんやNPOなど、町民活動団体、民間企業にも公共の福祉充実のために必要な役割分担をお願いし、町民と町との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、1つの行政推進システム改革につきましては、民間企業のノウハウをまちづくりに生かすことはとても重要なことであり、今後、施設運営について、経営意識と手法を導入し、改めて町民ニーズの的確な把握と施設の有効活用を検討してまいります。これらの具体的な取り組みといたしましては、すでに実施している指定管理者制度や、ふるさと再生特別基金をいただいて、実施はNPO法人をお願いしている、ふるさと定期便や本栖湖キャンプ場交流事業な

どが挙げられると思います。これらも含め、各施設の設置の目的、あるいは経営状況等を十分精査をする上で、なお検討をしていきたい、こういうようにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。協働とはというのは非常に難しく、よく理解もしづらいところなんですけども、今言われたようなところを第一に、行政改革のほうに分かりやすく、官民の養成、町民の役割を分かりやすく説明していただければなと、こんなふうに思います。

特に高度化・多様化する住民ニーズの中では、町民が真に望む行政施策を見極めて、町民サービスの中で効果的に、効率的に提供するために限られた資源、どれだけ成果を挙げることができたか。また、どれだけ町民満足度を充実することができたかという観点から、こういうことが、システムの構築が必要かと思いますので、そのへんも考慮していただきまして、次につなげていただきたいと、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

時間もちょっと、あと10分なので、先に移りますけども、次に町内の活性化について、お伺いいたします。

町内雇用、就労の場の創出について、お伺いいたします。

町民の皆さまが地域で特色ある伝統文化を生かしながら交流を深め、また支え合い、そして安心・安全の中で誇りを持って、生活できるまちづくりが求められています。その中で、町の考え方と取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

時間も10分でございますので、その誇りを持って生活できるまちづくりといたしますと、第1回定例会で質問をいただきましたし、昨日も川口議員のほうから質問をいただきました。これをまた、再度、回答しておりますと時間がなくなりますので、そのときの回答で、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

実は、合併以来、6年ということなので、私も昨年、工業団地を退職いたしまして、工業団地も30年、ずいぶん変わりました。その前の、河川敷の砂利を取って、今、土を埋めていると、そんなふうな状況になって、5年、10年、すぐ経ってしまうと。今は、クラフトパークの中にも、切り絵の森という、非常に月曜日から金曜日までの間でも、県外者が多くて非常に賑わっていると。特に土日は、すごく賑わってきていると。和田に行きますと、和田の畑とか、素晴らしい畑がありますし、竹炭組合が非常に状況も変わってきております。

そういう中で、ぜひ町の活性化について、職場をつくっていただいているところもありますし、そういうお考えでひとつ、今後、町の活性化をさらに進めていって、一刻も早く、そういうところで、若い人が住みよい、また若い人にいいものを残せるような行政をお願いしたいなと、そんなふうに思いますけども、ちょっと時間がもうなくなりますけども、このあとのもう

1つの質問は、今日はちょっと取り下げてくださいまして、そんなふうな形を議長にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

以上で、初めてで要領も得ませんでした。時間も残り少なくなりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

以上で野島俊博君の一般質問が終わりましたので、野島俊博君の一般質問は終結いたします。

次に2番は、通告4番の日向英明君です。

日向英明君、登壇してください。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

質問に先立ちまして、ちょっとお断りをしたいと思うんですけど、5月中旬ごろより、10年ぶりというような大風邪をひきまして、大きな声を出すと、ちょっとまだ咳が出るような状況でありますので、私の質問等がもしお聞きにくいというようなことがありましたら、またお聞き返していただいて結構ですので、その点を最初、お断り申し上げようと思っております。

それでは、質問に移りたいと思っております。

今回は、大きく分けて2項目にわたって質問するわけですけど、その第1項目は本町の生活排水事業と今後の計画についてであります。

生活排水処理施設の整備については、健康で快適な生活環境の確保と良質な水の保全の観点から非常に重要な事業であり、人々の生活する場所においては、これは必要不可欠だと思うわけでありまして。しかしながら、本町の地形的な要因、少子高齢化による人口減少で、現行、生活排水処理計画の見直しについて考えていかなければならない時期に、これは差しかかっていると思うわけなんです。

また平成22年度当初予算に、生活排水処理計画策定業務委託料283万5千円が計上されているところでもあります。以下、本町生活排水事業はどのようにあるべきか、いくつかの質問をしてみたいと思っております。

まず第1点目ですけど、加入率が低いと一般会計からの繰入金等の充当額が多くなると。すでに監査委員から毎年ハンコで押したように、何回も指摘事項があるところがございます。すでに下水道が整備されている処理区で、処理区域世帯数、また接続数、接続については3年以内に100%を目標としているということで、認可を受けてございます。

また平成21年3月定例会で、町長の所信表明の中でも、町長、大変、心配されておられまして、2月25日現在、中富処理区は加入戸数819戸で、接続率、昨年のお話ですが、57%であります。まだまだ、満足できる数字ではございません。町民の皆さんに、ぜひ早期の接続をお願い申し上げるということで、町長もこのことは心配しておるところでございます。そういうようなことで、大変、供用開始から何年も経っているのに、目標値を下回っているというようなことの中で、少し質問をしたいと思っております。

ちなみに、すでに供用開始、中富の中では平成14年7月に供用開始をされ、たしか平成19年5月に、すべての事業が終わっているわけですね。それで、その中の処理区域世帯数、これは軒数でいいますと、1,203あります。そのうち63.8%、これは平成22年3月31日の現在数であります。63.8%。それから身延地区については帯金、塩之沢、供用開始が平成4年4月、処理区域世帯数が170戸、これは接続率が85.2%。それから角打・

丸滝、これは世帯数が250で、接続率が89.2%。これらは、大変いいわけですね。身延については、まだ始まったばかりですので、処理区域世帯数が1,015に対して、まだまだ、2.8%ということで、これは今からだと思っんですね。

また、ほかに下部地区には農業集落排水と小規模集合排水がありますけど、これは接続率が両方とも100%の接続率になっています。そのようなことで、最初の質問の、要約するところは、この接続率が大変、下回っているところについて、どのような施策、あるいは対策があるかどうかの答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま、議員さんが申されましたように、帯金・塩之沢処理区、角打・丸滝処理区、中富処理区については、おっしゃるとおりの接続率でございます。接続率の低い主な原因と解決策についてでございますが、3年を経過し、未接続の世帯に対し、中富処理区でアンケート調査をさせていただいた経緯がございます。その調査の中で、特徴的な理由といたしまして、跡継ぎがない。家の改築予定がある。資金がないなどが接続率の低い、主な原因であると思われる。また加入促進につきましては、町長も定例議会において行政報告の中で、毎回、早期接続のお願いをしております。今後も接続の依頼文書やチラシを作成し、下水道の本来の目的であります、生活環境の改善や公共水域の水質保全を理解していただき、より多くの方が接続していただけるよう、努力してまいります。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

これは、接続率が低いからアンケートをとったということで理解していいですね。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

そのとおりです。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

私が思っていることと、大変、違っているわけですね。中富地区といえば、平成14年7月に供用開始がされたわけです。これはおよそ80億円の事業費、もちろん国や県から、あるいは町からも、この費用を分担しているわけですけど、つまり平成14年の7月に供用開始をする以前、つまり一桁くらいになりましょか、平成8年とか9年ということで、事業を着手する前に、やはり町民のほうにアンケートをとって、当然、その時点で町民が世帯数、あるいは、そこに住んでいる人口、あるいは高齢化率、あるいは、その家の経済状態、いろんなことで、設備はしたけど接続する考えが、接続ができないというんですかね。そういうことを前もって、きちっと精査する必要が、私はあるんじゃないかと思っています。

ちなみに、これはちょっと資料が古いんですけど、それに関わる意識が全然違うというのは、

下水道にかかる住民意識調査ということで、旧下部町、平成14年9月現在で、これは常葉川流域処理区、あるいは久那土処理区ということで、これは全世帯、これはアンケートをとりまして、そういう中からそれぞれ自分のところでは、もう長男がいないとか、いろんな理由があると思いますけど、そういうような調査を、1回したことがありますね。こういうことの調査をする中で、やはり事業決定をすべきではないかと。そういうことをしないうちに、そういう施設が出たから入ってくれということになりますと、当然、何年も、5年も6年も7年もかかるわけですから、その中で、そういうふうな接続ができないような状況が当然、発生するわけですね。そういうことの中の調査がきちとされればいいわけですが、そのことは、14年の供用開始前に調査をされたかどうか、そのへんはいかがですか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

中富処理区につきましては、平成6年に基本計画を作成しまして、平成7年度に実施計画を立てて、事業に着手しております。その事業の実施を図っているわけですが、その時点での町民に対しての調査等は実施しておりません。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

大変、残念なことだと思うんですね。こういうような大きな金額、また、のちの維持管理、いろんな面からして、やはり接続率が100%の中で、国、あるいは県が認可するわけですから、そういうことで、こういう大きな事業、特にのちの世代にわたる、投資的な、そういうものについては、やっぱりきちと精査して、事業に臨むというのが本来のあり方だと思うわけですが、それはその時点では調査されていないということでもありますので、仕方がありません。

それで、解決するということの方策について、もう少し突っ込んで聞きたいと思うわけですが、どこの家庭ということは分かっているわけですから、そのへんの個別な調査というか、そのへんの、言い方がどうか分かりませんが、お願いというか、そのへんの個別な対応はしているんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

直接、家に訪問して加入ということはしておりません。ただし、電話での加入促進は何回かしております。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

そのことも併せて、個別には大変だと思うわけですが、これは先ほど、野島議員が言われたとおり、町の税金を使ってやる仕事でありますので、そのへんは、できたらそういうことで、接続率の向上を目指して、大変ご苦労でありますけど、努力していただきたいと思っています。

それでは2つ目の、現在、設置してある合併浄化槽、あるいは単独浄化槽は維持管理が大変

重要であります。下水道や農業集落排水施設のように、大きな施設はもとより合併浄化槽、あるいは単独浄化槽、浄化槽管理者に委託して点検整備することが義務づけられています。中には、委託もせず点検や消毒を怠り、汚れた排水を河川に放流しているケースが多く見られます。合併浄化槽、単独浄化槽は個人管理となっています。町では所有者の点検、整備はどのように把握しているか、また指導をしているか、答弁を求めます。

その前に、ちょっとここに、答弁をする前に資料がありますので、それをお聞きしてからの答弁を求めます。

身延町の合併浄化槽の設置状況、これは平成22年3月31日現在であります。私の集落は、今、69戸の集落戸数ですけど、これを見ますと、車田ですね、単独浄化槽が11、それから合併浄化槽が19、併せて30なわけですね。69戸のうちの30戸は、そういうことがちゃんとしているなということが分かります。残りは、どうなっているかということ。また、ほかの集落ですと、三沢全体で223戸の軒数があります。そのうちに単独浄化槽が14、それから合併浄化設置数が66戸、計80戸ですけど、223戸から80戸を引くと、残りはどんなふうになっているか。以下、そういうふうなことを、常葉なんかでも、常葉集落は359戸の軒数があるわけですけど、単独浄化槽は34基。それから合併浄化槽は79。113基ですね、両方合わせて。359のところ113しかないということを考えてみますと、残りのことについては、どういうふうな状況になっているか、そのへんの答弁をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

ただいまの質問でございますが、合併浄化槽と単独浄化槽以外のところにつきましては、汲み取りトイレということで、現在、行っているように把握しております。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

単純にそのことで、あと残りは全部、汲み取りということでもいいですか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

そのとおりです。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

そうすると、やはり残りの汲み取りのところは、個別的に、誰と誰が汲み取りということは、もちろん分かっているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

特に調べてはございません。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

そういうことが、やはり河川の浄化につながっていないですよ。それはもちろん、いまだき畑へ持って行って、いわゆる天秤棒で担いでということは、おそらくないと思いますので、おっしゃるとおり、そういう衛生に関する業者に頼んで、バキュームカーで汲み取りをしていると思います。そういうところの業者をきちっと調べれば、調べるという言い方がどうか分かりませんが、調査すれば、これは分かると思うんですね。そういうようなところを、やはり、合併浄化槽なりなんなり進めていくというようなことは、現在、されていないということでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

特にしておりません。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

そういうようなことが、今、されていないということでございますね。していないとなると、次の質問ができないんですが、では、それはそれで結構でございます。

それでは、3番目の3町の合併協議会の調整方針の中で、常葉処理区、久那土処理区、下山処理区について、下水道事業計画が合併調整項目に載っているわけですけど、この3事業の中の概算で、もちろん結構でございますので、事業の概算額が分かったら答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは常葉処理区、久那土処理区、下山処理区の各下水道事業概算額について、お答えいたします。

現時点におきましては、平成17年度に身延町生活排水計画処理計画を策定したときの事業費概算額しかございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

常葉処理区でございますが、全体事業費で17億500万円。久那土処理区でございますが、全体事業費で13億8千万円。下山処理区におきましては、全体事業費で30億3,800万円でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

今、概算額で合わせますと、約62億円の巨額の事業費となるわけですね。もちろん国や県からの補助金もありますけど、うちの状況から見ると、大変、厳しいものがあります。

ちなみに、本町の下水道事業の元利償還金を調べてみました。うちには5つの公共下水道、中富、帯金・塩之沢、角打・丸滝、身延下水道、それから下部。それから農業集落排水事業、これは上の平ですね。小規模集合水道事業、これは北川集落でございます。利息だけをちょっ

と見ますと、平成19年度3,577万4,718円。20年度が3,369万5,916円。両年度合わせて、6,944万何がし。以下、この5つの事業の利息ですね。元金は別として利息だけでも1億4千万円、払っているわけです。償還期間が長くなればなるほど、この利息の支払いの金額が多くなります。また農業集落排水でも、上の平、北川を合わせますと約800万円ぐらいの利息を払っていると。

こういうような状況の中で、やはり、今、おっしゃられるとおり、常葉処理区、久那土処理区、下部処理区をこのまま事業化して、どうかなということが、私の一番、懸念するところでもありますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの3処理区の事業化についてでございますが、先ほど冒頭、議員がおっしゃったとおり、私どもは本年度に予算を計上し、議会の議決をいただいておりますので、生活排水計画見直し事業委託料でございますけども、それにしがいまして、今後、3地区の見直し業務委託を執行して、計画的に、かつ効率的な、実情に合った排水計画を策定していきたい。そして必要があるならば、町民の皆さんにも提示をさせていただいて、より効果的な整備事業を推進していきたいと、こういうように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

2問目の最後の質問で、町長の答弁と重複するかと思いますけども、平成22年度予算編成の基本的な留意事項については、やはり特別会計の繰出金の見直しを強く求められていますね。そのような状況下で、また本町の財政力指数は平成21年度0.306となり、今、県下、鯉沢がなくなったから13市町村ですか、つまり県下では財政力指数が23番目ということで、非常に体力としては脆弱化し、財布の中身は豊かではない、そういうようなことが、これらの数字からも考えられると。

今、町長の答弁の中でも、なんか考えていきたいということがありましたけども、やっぱり平成22年度以降、生活排水事業を見直していくということであれば、当然、合併の調整項目の中では、するというようなことの中で、集中改革プランなんかにも載っておりますので、ただ単にこちらサイドで、事業費がかかるから、あるいは接続率が少ないからということで、考え直すというのは若干、住民に対しての無理があるし、また思わぬ反対もあるかもしれません。

ですから、ある程度、早い時期に、3処理区の住民に対して、いろんな角度の意見集約、文書であれ、説明会であれ、方向はなんでも結構ですので、そんなことで計画を立てていただければ、大変ありがたいと思うんですけど、そのような計画が今のところあるかどうか、答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど申し上げましたとおり、17年度に計画をつくっておりますので、すでに5力年が経過

しておりますので、3地区については、それぞれの資料の収集、現地調査等の見直し業務を執行して、計画を見直して、これは専門家をお願いをするわけですけど、見直して、その結果によって、先ほども申し上げましたとおり、必要があると判断をするならば、町民の皆さんにも提示をしていただくと、そういう方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

町長の答弁の中で、そこで暮らしている町民とのコンセンサスを得ながら、この事業着手を慎重にやるというようなことをおっしゃっていただきましたので、ぜひ、そんなことをしていただければ、大変ありがたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

先ほど野島議員の中にも若干出てきましたけど、私はもう少し、間口を狭くして質問をしておりますので、よろしくをお願いします。

一人ひとりが構造改革の実行の担い手を目標として、平成22年3月に行政改革大綱、第2次案が策定されました。平成17年7月、だいぶ前の話ですけど、身延町総合計画町民アンケート調査結果を見ますと、身延町に居住する満18歳以上の町民3千人に、まちづくりを推進するための行政運営に、特に必要なことは何かということに対しまして、回答の第1位は町職員の意識改革および人材育成の強化が、実に半数以上の54.6%になっていたんですね。そのような調査結果をふまえる中で、私は過去、18年、19年、20年、このことについて一般質問をしました。

そのような中で、同じような質問をしても仕方がありませんので、今回の質問では、そのような経過の中で、私の提言、あるいは方向付けに対して、答弁側の改善をしてみたい、あるいは前向きに努力するというような言葉が何回もありましたので、今回はそのことが、改善意識があったかどうか、そのことを主にお尋ねしたいと思います。

まず第1点目ですけども、人事評価の実施は平成17年11月30日、庁内に人事評価制度研究会が始まったが、以後、平成21年度までの経過等について、時系列的に説明を求めます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

お願いですけども、説明をするのに資料を提示してもよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

はい、どうぞ。

○総務課長（広島法明君）

それでは、ただいまの人事評価制度につきまして、時系列的に・・・、その資料の内容は中段以降です。

では、お答えさせていただきます。

人事評価につきましては、平成17年11月30日に、第1回目の人事評価制度研究会を開催しまして、その後、人事評価制度についての検討が進められまして、平成18年度から試行が始まりました。私もその当時の研究会の、はじめからの一員でしたので、人事評価制度の難

しは、ある程度は理解しているつもりです。研究会でも、いろいろな意見が出されました。本当に、まだ時期尚早ではないかとか、もう少しじっくりとかというような意見も出されましたけど、とにかく前に踏み出そうということで、平成18年度から試行が始まったことが思い出されます。

平成18年度の試行期間の中で検討されたのが、本格実施の前にやるべきことがあるのではないかとということで、並行して人材育成基本方針を策定。そして、目標管理制度の構築を考えるとということになりまして、平成19年度に策定委員会を立ち上げまして、7回にわたり委員会が開催され、平成20年3月に人材育成基本方針が策定されました。

人事評価制度の一環としましては、お配りしました用紙の自己申告書により、3枚綴りの2枚目ですけれど、その自己申告書、これは主査級の用紙ですけど、平成20年度までは、担当業務の下9月に記入というところに、5月に本年度の自己目標等を書いていただきまして、年3回ということで実施をしてきました。5月に前期の自己評価というような形で、1にテーマ、2に達成水準をどうしたらいいか、手段・方法を、その自己申告書用紙に提出していただきまして、それを所属長に提出し、個別面談を行うということで、そして9月には中間の人事評価としまして、担当業務の自己評価に記入していただき、所属長に提出。そして5月と同様に個別面談を実施し、面談報告書を付けて総務課長へ提出。そして最後、2月に後期の人事評価としまして、期末での目標を振り返りの項目と、もう一度、担当業務の自己評価、その表にありますように、成果、能力、配慮ということでSからDを記入させ、それと下のほう、2月に記入というところで、現在の職務についてを記入させ、それらを提出し、それらに基づいて、また所属長と面談し、所属長につきましては、資料の最後のページになりますけど、人事評価一覧表、これに各課員の自己評価、S、A、B、C、Dを記入し、それについて面談が済んだ上、上司がどう評価をするか、それを記入して、そしてそれとともに、所属長みずからも、自分自身どう評価をするかを記入しまして、総務課長のほうへ提出します。

個別面談につきましては、課内におきまして、所属長が各自の自己申告書を見ながら、実施してきましたが、面談そのものは、本当に自分自身もそうでしたけど、部下の思いを知ることができました。また、上司としての自分の思いを課員に伝えることができたり、有意義だったと思います。

しかし、人事評価に慣れないせいか、平成20年度までの年3回だと、どうしても時間調整が困難ということもありまして、しばらくは年2回で基盤づくりをしっかりとしたほうがよいではないかなということで、昨年度、平成21年度につきましては、個別目標等は自分でそれぞれしていただくんですけど、自己申告書の提出、面談につきましては中間と後期、10月と2月ということで、2回にしました。年度はじめの、その課の目標等につきましては、替わりといいますが、年度はじめにつきましては、毎年、各課担当ごとのグループ担当編成事務分担表、誰がどういう仕事を責任持ってするかというのを出示してもらっていますけども、それらをしっかりとしてもらおうということと、とりあえずの自己目標にさせていただくということで、今年につきましては、今まで以上にその編成事務分担表、職員一人ひとりのを見直してもらいまして、不備なところにつきましては所属長に申し出し、もう一度、見直して再提出しろという指示もしたところです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

分かったところもあるし、ちょっと分からなかったものもあるんですけど、では2番目の人事評価の最高責任者である町長が新しく選任され、小さな役場 大きな仕事集団を目標に掲げ、その先頭に立って、行財政改革を推進されていると思いますが、町民視点での立場で、どのような職員の育成を、これは町長、個人みずからの人生観とか、自分の仕事観とか、いろいろな、自分のそういうふうなものについては、個々の考えがあろうかと思いますが、町長が代わられて、職員の育成等はどんなふうなことを考えているか、答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

その前にちょっと、先ほど議員さんから聞き取れないところは聞いてもいいということですから、行財政改革を推進されていると思いますがでいいですね。はい、分かりました。

人事評価につきましては、先ほど総務課長が述べた手順で、それぞれ実施しております。職員みずからが自己評価をしっかりとすること、それぞれが資質向上に努めていくことが理想であると思います。職員の自己申告書を見ることも大切ですが、実際の仕事ぶりを見たり聞いたりすることが、より大切だろうと思っております。時間の許す限り、分散しております職場に出向いて職員と話し合いなり、職員の仕事ぶりを見ているところでございます。

その中であって、職員には、いただいている給料以上の仕事をしなさいと。それには、町民の皆さんの立場に立って仕事をして、職員みずからが自己満足だけではなく、町民の皆さんに納得していただける仕事を目指しなさいと。また行政改革の一環として、町民の皆さんの要求にはすべて応えるということではなくて、一つひとつ適切に判断をして、場合によっては要求の見直しをお願いすることもあります。そのときに、町民の皆さんに理解をしていただける説明が自信を持ってできる職員になるよう、今後も指導をしていきたいと思っております。

町長の考えというようなことでございますので、いずれにしましても、この町の町政事務を担当しているのは職員であります。私は、その職員が町の財産だと考えております。形ある財産は使うと、必ずその価値は減少をしてまいります。しかし人間は、日々研鑽を積むことによって、その価値は増えることがあっても減ることはありません。そのことを念頭に置き、職員一人ひとりが資質の向上に努めるよう指導をしておりますし、今後もしてまいります。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

私、2、3日前のテレビを、途中から見たのでよく分かりませんが、NHKのテレビでやっておりましたね。今、大変、本が売れているわけですけど、職場、ある集団になると、その職場の人間を構成する力、一人ひとりが持っている力を出すのが一番、職場なり、組織なりを大変、重要視する。つまり一人ひとりの、マンパワーの蓄積が大変、大事だということを総体的な結論としておっしゃっているわけですけど、やはり私も、もちろん仕事の部分で、機械はお

手伝いをするけど、基本的には人間がすることには違いはありません。

そんなことで、個人には能力の差が、もちろんこれは当然、あるわけですね。その能力の差は、それはそれで、ある分、仕方がないにしても、持てる能力を十分、発揮していただくということが、やはり上に立つ町長をはじめ、幹部職員の役割だと思っています。

では、3番目のほうに質問を移りたいと思いますが、平成20年6月の定例会で、人事異動について適材適所を考えて、大筋では、ある程度の基本的なローテーションに沿った格好で進めていきたいという答弁、これは前の依田町長の答弁でありましたので、今の町長の考えと、また違った考えがあるかと思えますけど、いずれにしてもそういうことで、ローテーションがその後、確立されているか。また、もし確立されているとすれば、例えば職員に認知されているか、そのへんの答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

適材適所につきましては、当然のことございまして、数力所の部署を経験してから、どこが合っているかということを見出すものだろうと思います。それまでの人事異動のローテーションが大変、重要であると、こういうようにも強く認識をしております。今年度の人事異動につきましては、人事異動に際しての基本理念を作成して、課長会議で配布し、全職員に周知をいたしましたところでございます。

主な内容は、なんのために人事異動をするのかを再確認してほしいと。具体的には、業務全般の幅広い視野や知識の習得。2番が適性の発見。3が業務のマンネリ化の防止。4が庁内の人的ネットワークの形成。5が情報の共有化。6が業務の私有化の防止などを目的にしての人事異動だということをお知らせしました。

基本的なローテーションにつきましては、2年から4年、標準は3年を基本としておりますけれども、部署においては行政運営、行政サービスの著しい低下等も予想される場合は、この限りではないとしているところでございます。

開会時の行政報告でも申し上げましたが、多くいる職員の中には、新しい部署に異動したとき、前任と違う業務内容の場合は、どうしても慣れるまでに時間がかかる職員、切り替えが早くできない職員もおりまして、一部の住民の方にご迷惑をかけたことも聞いております。本来、職員の資質向上につながるための人事異動でもありますので、異動により進化・成長する職員になることを願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

おおむね分かったわけですけど、重ねてちょっとお聞きしたいのは、その人事異動については、当然、本人の希望なんかもあると思うんですね。その希望なんかについては、斟酌というんですか、2年から4年、あるいはもう少し、専門職の方については、もうちょっと長くなるようなことも、これは当然、あるわけですけど、あまりに短期間のうちに、あっちの職場、こっちの職場ということになりますと、当然、本人のためにも、ためにもならないという言い方はちょっとあれですけど、なかなか難しいところがありまして、そういうような職員については、

むしろ職員の育成というような中で、多人数の中で職員を育てるといったようなことも重要ではないかと思っていますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

人事異動につきましては、先ほどの自己申告書とは別に、人事異動に際しての自己申告書というものを、年度末、今年の場合は1月7日までに提出しなさいということで、全職員に提出していただきまして、その中で、先ほど言いました基本理念に基づきまして、みんなの自己申告書を見ながら、中には希望に沿えた職員、中にはその希望先が多いところについては、その職員数の関係で、ほかの部署ということでした。一人ひとりの自己申告書に基づく、本人の考え等は全員、見させていただきまして、それなりの異動内容は、町長とともにということで、人事課長として責任持って考えさせていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、4番目の質問に移りたいと思います。

平成21年9月の行政改革、第4次改訂版に人事評価の経過と手当等に反映するについては、評価者のバラツキをなくすため、研修を継続的にする必要があるというようなことが載っていますね。そこで、これは欄外に載っていることでありますので、大変、急で申し訳ないですけど、いわゆる評価者、つまり課長さんの考え方が、それぞれ、なかなか統一されていないという、バラツキというのはそういうことです。課長さん方が、この人事評価等について、悩んでいる点とか、あるいは、なかなか、この点は難しいなということが、それぞれあると思うんですね。そんな中で、大変、急で申し訳ないんですけど、部下職員が多い、2つの課の課長さんにこのへんの悩み、あるいはそんなことがありましたら、ちょっと、この場を借りて、お考えをお聞きしたいと思うんですけど。先に福祉保健課、19人、職員がいますので。すみませんが、そのへんの率直な意見で結構でございますので、悩んでいる、あるいは困った点があったら、お願いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほど、総務課長より答弁がありましたように、課員から自己申告書の提出を受けまして、自己目標に基づき中間面談、それから後期の期末面談を課員と、1人、約30分程度行いますが、福祉保健課は課員が21名おりまして、そのうち半数が保健師であります。保健師は、各種の相談や訪問等で外出することが多く、仕事の合間をみて行います。個別面談を実施するのが大変だと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

続きまして、一番大世帯の、21人を抱えている生涯学習課長、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えさせていただきます。

生涯学習課においては、下部保健センターの中に2担当、生涯スポーツ担当、生涯学習担当がございます。また、各出先施設が大変多くございまして、5施設でございます。人事評価につきましては、先ほど来、総務課長が申しましたとおり、年2回、評価基準に則って評価させていただいております。

担当職員が、私を含めて22名ということでございますけども、下部保健センター内にいる職員については、普段、私が席におります。普段の会話の中から、職員の仕事ぶり、そういうものは把握できますけども、施設のほうは定期的には出向いておりますけども、ほとんどリーダーとの聴取が主になってきます。また施設については、うちの施設の場合は、主なものはお客さま相手、サービス施設でございますので、当然、苦情が評価の対象になってきます。苦情があってからでは、当然遅いわけでございますので、常にお客さま、住民サービス等を心掛けるよう、常に申しております。

問題点は、毎日、接してられないということがございます。ただ評価については、本人たちもそれぞれ、過去、何年かもう実施しておりますから承知しておりますけども、これはあくまでも賃金・給与等に影響することばかりではなくて、とにかく自己意識、それから業務の向上等を図るためのものであると私は思っておりますので、常日ごろ、そんなふうな会話は面接等の中で、一応、ざっくばらんに話しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

そこで本題に戻りまして、研修会の回数および内容では、全体的にどのような問題が提起されたか。また、問題が提起されたとすれば、いつ、誰がどのような方法で、それらを解決するか。総務課長、お願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

評価者に対する研修会の回数と内容ですけど、回数につきましては、平成20年度、平成21年度とも年2回、実施しました。これにつきましては、人事評価に対する評価の研修ということで、平成21年度だけで言いますと、1回目の研修は最初の人事評価を始める前の9月28日に開催しまして、リーダーシップ研修としまして、主に管理者としての役割とは何か。そして部下との面談の仕方についての研修を、外部講師を招いて行いました。

2回目の研修は、後期の人事評価の前の1月28日に開催しまして、内容は評価面談マネジメント研修としまして、このときは評価者の課長だけでなく、主幹以上、いずれ幹部候補というか、主幹以上の幹部職員ということで実施をしました。内容は、評価の手法や面談の留意点

等を研修しまして、研修につきましては、問題提起の件ですけど、研修会の中ではいずれも外部講師を中心に勉強会のような、受講して、そこでグループ分けしてのモデル研修等はしましたけども、問題が提起されるようなことはありませんでした。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

残り時間、あと3分です。

○9番議員（日向英明君）

では、次に移ります。

町長の施政方針に基づく当該年度の主要事業等を担当する課、またはそれぞれの課でも個別の課目標が必ずあると思います。掲示については、町民に対しても情報の伝達になるという考えで質問しましたが、今日現在でも、それぞれの課目標、あるいは町長の重要施策等の掲示がされていない。これは、私が強く望んでいたわけですけども、今もって、そのことがされていない。今後も、そのような掲示をするような考えがないかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

掲示についての質問につきましては、会議録を見させていただきますと、平成17年の第1回定例会の質問の中でのご指摘だったと思います。その内容につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、1年間の目標を立てて、課の中に看板等を掲示するなどして、目的意識を持たせたほうがよいではないかということだったろうと思います。

これらにつきまして、すでに17年から前依田町長さんの時代でございまして、私も引き継ぎを受けたときにも、この問題については大変難しい問題で、表示はしていないということでありました。私も、この問題について検討させていただきましたが、役場のような行政組織の場合は、具体的な目標を提示するということが、数字で提示できる場合はいいんですけども、できない部分がありまして、非常に難しいというような結論から、目標等の提示はしない方向で進ませていただきたいと思います。

しかし、議員さんが言われています掲示をしないと、目立つところがぼやけてしまうということですが、これらにつきましては、今年の仕事はじめにおきまして、平成22年度の身延町役場の目的として、まず基本的なことからということで、3つの目標を立てさせていただきました。職員が見える場所に表示するよう、指示をいたしました。

1つ目は、健康に気をつけようと。職員は町民ニーズに応えるための柔軟な思考と安定した公共サービスを提供していくために、心身を健康に維持することが大切であると。このために自己管理に努めますと。

2つ目は、あいさつをしっかりとしよう。職員は新たな公共空間の形成を目指して、町民の皆さんと信頼関係を強固なものにするために、率先してあいさつを交わしてくださいと。積極的なコミュニケーションをとるように努めますと。

3つ目は、原点を忘れないようにと。職員は、常に公務員としての使命を自覚し、地域の発展と住民福祉の向上を目指し、各職場でベストを尽くすことが使命であり、人として、また町職員として原点を忘れません。

以上の3項目を平成22年度の目標として、職員に示しました。また、本年度から身延町行政改革大綱第2次の推進項目の1つであります、職員の行動改革の第一歩としまして、クレドカードを全職員に配布いたしました。クレドとは、私が言うまでもありませんけども、信条、あるいは信念のことをごさいます、役場職員としての信念をカードにして配布をいたしました。小さなカード1枚ですが、意識づけの第一歩になることを願っているところでもございまして、これがクレドカードでございます。職員は、必ず身に付けて職務をするようにということでございます。

これには5つの項目がございまして、最初の3項目は平成22年度の年間目標の3つと同じでございますから省略をしますけれども、4つ目としては、私は町民視線で考え、行動します。仕事を進める上で、町民の視点に立って考え、失敗を恐れず、積極的に行動を起こします。

5つ目は、私はPDCAサイクルで仕事を遂行します。自分の仕事を計画的に進め、常に改善を考え、町民にとって利便性の高い公共サービスの提供に心がけます。

それが5つの行動指針として、書いてあります。以上の5項目を提示し、全職員で共通認識ができるように、クレドカードを身に付けておくようにということを始めました。これも小さなことかもしれませんが、小さなこともできなければ、大きな仕事はできないからであります。業務遂行の目的は、前年度より一歩進んだ仕事をする。担当分野の業務を職員一人ひとりが責任を持って遂行することが一番ですので、全職員の意識改革、行動改革が進みますよう、管理職の職員の力も借りながら、これからも努力をしまいたい、こういうように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

もう少し、質問をしたかったわけですけど、議長のほうで、時間が駄目だということでありますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で日向英明君の一般質問は終わりましたので、日向英明君の一般質問を終結いたします。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。よろしくお願いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申し出のとおり、

閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上6委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長から追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、ならびに上程を行います。

同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、1件を上程いたします。

追加日程第2 町長から提案理由の説明を求めます。

同意第3号について、町長。

○町長(望月仁司君)

今回の追加提出議案は、人事案件1件でございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町瀬戸186番地

氏 名 赤池善光

生年月日 昭和22年2月14日

平成22年6月11日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成22年9月30日に、赤池善光委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、10月1日付けの法務大臣委嘱に向けて、7月上旬には法務局に候補者を推薦する必要があります。したがって、本定例会に追加提案をさせていただいたところでございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

なお、同意第3号につきましては人事案件でありますので、詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第3号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町瀬戸186番地、赤池善光氏、昭和22年2月14日生まれを推薦することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

お疲れさまでございます。

平成22年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は6月8日に開会され、本日までの4日間、望月広喜議長のもとで、私どもの提案をさせていただきました15件の議案につきまして、慎重なご審議をいただき、たゞいすべての議案につきまして、ご了解・ご可決、さらにはご同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さんの真摯なご協力に敬意を表し、御礼を申し上げたいと思います。

また、一般質問の中でご指摘をいただきました、あるいはご指導をいただきました部分につきましては、今後の行政に生かしてまいりたいと、こういうように思います。

今まさに季節の変わり目でございます。うっとうしい梅雨に入ると思います。議員の皆さまには健康にご留意をいただき、住民福祉のため、ますますご活躍をいただきますことをご祈念を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することと決定いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

いよいよ、うっとうしい梅雨がやってまいりますが、各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これをもちまして、平成22年身延町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上